

論文

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応

―阿波の村落の人々が残した行き倒れ人の事例を手がかりに―

西 聡子

はじめに

近世は旅が隆盛した時代である。近年は旅先となる地域を分析対象とした研究が盛んで、近世の旅の様々な側面が豊かに描き出されつつある。⁽¹⁾中でも寺社参詣は旅の主要な目的の一つと理解され、近世の旅の特質を考える上で重要なテーマとなっている。寺社参詣とは異質な側面を持つとも言われながらも、⁽²⁾寺社参詣と複合化されて行われることが指摘されており、「参詣」と密接な関わりがあると考えられるのが「巡礼」である。⁽³⁾しかし、両者の関連もさることながら、寺社参詣への注目に比べて、巡礼に関しては、歴史的な観点からの検討はまだまだ少ないのが現状である。⁽⁴⁾巡礼を取り上げることは、近世の寺社参詣、ひいては旅の特質を解明する上で重要な足がかりとなるのではないだろうか。

日本の巡礼で代表的なものの一つが四国遍路である。民衆の経済的上昇と相俟って、貞享・元禄期前後から遍路の数はしだいに増えること、同時期に遍路中に病氣となった者に対する対処法を

規定した触が出されるようになることが、新城常三氏によって指摘されている。⁽⁵⁾この指摘は、遍路の数の増加とともに途中で行き倒れる遍路も増加し、行き倒れに対して何らかの対応が必要とされつつあったことを示唆しているのであろう。

この点に関して、近年の近世史研究における行き倒れ人に注目した論考では、行き倒れに対する村の処理手続きに関する議論が行われるようになっていく。⁽⁶⁾それによると、行き倒れ人へ対応する体制は、元禄期以降からしだいに整備され、明和期には往来手形で身許を確認し、宿継村継によって国元まで送還する方向で、諸藩の対応が一致していくこととなったとされている。⁽⁷⁾と同時に、幕令のみで行き倒れ対策の議論をする危うさが指摘され、地域の具体的な対応のあり方にも注目すべきだとされている。⁽⁸⁾それらをふまえると、今後はそれぞれのフィールドの支配体制の特徴や、どのような者が多く通行する地であるのかなど、個々の地域の特性・行き倒れ人の多様な実態を明らかにする必要があると考える。

そこで本稿では、四国遍路が多く通行する阿波における行き倒れに注目して、行き倒れ人への村の対応の実態を検討する。行き倒れ遍路への村落の対応に注目したのが井馬学氏である。井馬氏によると、「村役人の指示で病氣遍路に対して手厚い保護が行われている」と同時に、村人が「遍路に親切にするのはお大師様（空海「引用者」）に対して善根を積むことになり、ひいては自分に利益がもたらされると考え、積極的に遍路を労わる行為を生み出した」という。行き倒れへの対応を、システム化された面と信仰の両面に着目して論じた重要な研究である。さらに、町田哲氏は阿波国名東郡早渕村で組頭庄屋を務めていた後藤家の文書（鳴門教育大学収蔵、後藤家文書⁹）を使用して近世後期の早渕村周辺地域での「行き倒れ遍路」に対してどのような手続きを経て対応をしているのかを明らかにした。町田氏は後藤家文書に即した形で検討を行い、時代とフィールドを限定することで実証的な論を展開している。しかし、分析対象とされている「行き倒れ遍路」とは史料中でどのように表現されているのか、また、行き倒れ遍路への対応のあり方は遍路に特化されるものなのか明らかとなっていない。

以上のような課題意識に基づいて、本稿では近世後期の阿波の村落の人々が残した行き倒れ人に関する史料を使用して、①史料に残されている阿波の行き倒れ人はどのような理由で阿波に来ているのか、そのうち四国遍路はどのように表現されているのかを

明らかにすること、②行き倒れ人の中でも四国遍路を理由に来村していると表現される者に対する対応の実態を明らかにすること、③行き倒れ人の中でも四国遍路以外の理由で来村している行き倒れ人への対応の実態を明らかにし、②と比較して対応に違いがあるのかどうかを明らかにすることを課題とする。その際、同じ藩内でも地域による行き倒れ人への対応の仕方に違いがないのかという点にも分析の重点を置きたい。

第一章 阿波における行き倒れ

遍路の多く通行する阿波の行き倒れ人は、遍路を理由に来ている者が多いことが想定されるが、遍路を理由に来ている行き倒れ人は史料中にどのような記述として表われ、どのくらいの割合でいるのだろうか。

分析対象とする行き倒れ人については、近年の行き倒れ人に関する研究を参照して¹⁰その地に人別のない流入者（その中には短期の奉公人や日雇取、「行旅難渋者」等を想定する）が病になったり死亡した場合にとられる手続きの過程で作成された史料に現れる者に限定したい。筆者はこれまで阿波の五つの家文書と『御大典記念阿波藩民政資料』¹¹という資料集から、行き倒れ人に関する事例を一二九件確認した。五つの家の史料とは、先に紹介した鳴門教育大学収蔵の後藤家文書、徳島県立文書館所蔵の木内家

文書、徳島県立文書館寄託の秋本家文書、⁽¹²⁾ 徳島県立文書館寄託の阿部家文書、⁽¹⁴⁾ 徳島県立文書館購入の近藤家文書である。⁽¹⁵⁾ 各家に残された行き倒れ遍路関係史料の内訳を見てみよう。

後藤家文書には早渕村で組頭庄屋を勤めた後藤家を中心とする組村Ⅱ早渕組の村々での行き倒れ人に関する事例が天保二年（一八三一）六月二日から明治四年（一八七一）正月六日までに八六事例あった。木内家文書には木内家が庄屋を勤める竹瀬村周辺での行き倒れ人が天明三年（一七八三）二月一四日から明治四年（一八七一）三月一二日までに二八事例、秋本家文書には秋本家が庄屋を勤める小仁宇村周辺での行き倒れ人が文政一〇年（一八二七）と見られる亥年十一月一〇日から文久三年と見られる亥年四月一日までに一一事例、阿部家文書には阿部家が庄屋を勤めた上浦村での行き倒れ人が文化二年（一八〇五）と見られる丑年一〇月二日の事例と天保八年（一八三七）五月五日の二事例、近藤家文書には近藤家が庄屋を勤めた坂東村での行き倒れが一事例（年代不明）、『御大典記念阿波藩民政資料』には麻植郡鴨島村での行き倒れ（年代が確定できない未年の事例）が一事例、合計一二九事例を確認できた。本稿末に、各史料群ごとに把握できた行き倒れ人の事例を別表Ⅰ～Ⅳとしてまとめたので、参照されたい。

なお、後藤家文書と秋本家文書には、後藤家や秋本家に関わったことの確認できない行き倒れ人に関する史料がある。例えば、

秋本家は阿波国那賀郡小仁宇村で庄屋を勤めた家であるが、小仁宇村からは約一〇キロメートル離れた南荒田野村で行き倒れた者の事例も含まれている。⁽¹⁸⁾ この史料は秋本家が他村での行き倒れ人への対応の仕方を参照したものと考えられる。このような事例のように、後藤家・秋本家に関わったことが確認できなかったものは事例数として数えなかった。⁽¹⁹⁾ また、家族連れで来た者のうちの二人が数日内に死亡する場合があるが、村の対応としては二人同時に行っていることから、同一事例として数えた。⁽²⁰⁾

行き倒れ人に関する史料から、年代の分かる一二四件について、史料群ごとに分けて件数を出したのが表1である。残っている史料の全体的な傾向として、近世後期、ほとんどが一九世紀に集中している点が挙げられる。また、ほとんどが死亡した行き倒れ人に関する記録であり、木内家文書にのみ病気等により行き倒れるが死亡は確認されない行き倒れ人に関する記録が四事例あることが分かる（表1に「死亡前の史料」と記している）。記録の残る件数として一番多い年は天保八年の一九件であり、次いで天保九年の一六件が多い。また、この一二四件を一〇年ごとに区切って分布を見ると、一八三二年（天保二）～一八四〇年（天保一）の七五件を最多として、次いで一八六一～一八七〇年（明治三）の一四件、一八五一年（嘉永四）～一八六〇年の一二件が多い。行き倒れ人の発生件数が天保年間に多いともいえるが、行き倒れ人への対応を史料に残す頻度が高いのが天保年間というこ

表1 5つの家文書と『御大典記念阿波藩民政資料』に残された、阿波で死亡した行き倒れ人の年代別事例数

和暦	西暦	後藤家文書に見える 行き倒れ人※1	木内家文書に見える 行き倒れ人※2	秋本家文書に見える 行き倒れ人※3	阿部家文書に見える 行き倒れ人※4	近藤家文書に見える 行き倒れ人※5 (丑年に1件)	『御大典記念阿波藩民政資料』に見える行き 倒れ人※6(未年に1件)	計
天明3	1783		1(死亡前の史料)					1
天明5	1785		1(死亡前の史料)					1
享和1	1801		1					1
享和2	1802							
享和3	1803							
文化1	1804							
文化2	1805		1		1			2
文化3	1806							
文化4	1807							
文化5	1808		1					1
文化6	1809							
文化7	1810							
文化8	1811							
文化9	1812							
文化10	1813		1					1
文化11	1814		1					1
文化12	1815							
文化13	1816							
文化14	1817							
文政1	1818		1					1
文政2	1819							
文政3	1820		1					1
文政4	1821							
文政5	1822		1					1
文政6	1823		1					1
文政7	1824		2					2
文政8	1825							
文政9	1826							
文政10	1827		1	1				2
文政11	1828							
文政12	1829							
天保1	1830							
天保2	1831	6						6
天保3	1832	3						3
天保4	1833	4						4
天保5	1834	7		1				8
天保6	1835	4	2					6
天保7	1836	4						4
天保8	1837	16	2		1			19
天保9	1838	14	2					16
天保10	1839	5						5
天保11	1840	4						4
天保12	1841							
天保13	1842	1						1
天保14	1843							
弘化1	1844	1						1
弘化2	1845							
弘化3	1846	1						1
弘化4	1847	1						1
嘉永1	1848			1				1
嘉永2	1849							
嘉永3	1850		1	1				2
嘉永4	1851	2	2	1				5
嘉永5	1852			1				1
嘉永6	1853							
安政1	1854							
安政2	1855							
安政3	1856		1					1
安政4	1857							
安政5	1858							
安政6	1859			1				1
万延1	1860		1(死亡前の史料)	1				3
文久1	1861	4		1				5
文久2	1862			1				1
文久3	1863			1				1
元治1	1864							
慶応1	1865							
慶応2	1866							
慶応3	1867							
明治1	1868							
明治2	1869	2						2
明治3	1870	3						3
明治4	1871	1	2					3
計		84(他に、年代不明の 事例が2件)	27(他に、文政期の行き倒れ人 (死亡前)に関する事例が1件)	11	2	0(年代が不明な 事例が1件)	0(年代が不明な 事例が1件)	124

- ※1 名東郡早洲村で組頭庄屋を勤めていた後藤家文書（鳴門教育大学収蔵、文書の目録点数4845）に見られる行き倒れ人関係史料の事例数86を、年代が分かる事例84件を記載。同文書には組頭庄屋後藤家の組村でない所で行き倒れた遍路の事例も含まれている。そのうち、後藤家に関わっていないものは事例数に数えていない。
- ※2 板野郡竹瀬村で庄屋を勤めていた木内家の文書（徳島県立文書館所蔵）。文書番号キノウ00932002「諸控」（Aとする）、およびキノウ000807000「見分糺書扣 四冊之内三」（Bとする）およびキノウ00803000「辺路死骸見分糺控」（Cとする）をもとに作成。A：「諸控」には行き倒れ人関係史料20件の事例が確認される。B：「見分糺書扣 四冊之内三」（キノウ00807000）…文化5年～慶応2年までの異死人、怪我人、行き倒れ人に関して17件の記録がある。そのうち、5件が竹瀬村周辺村人の異死人や怪我人の記録で、残り12件が行き倒れ人の記録である。C：「辺路死骸見分糺控」は明治4年の2件の死亡人の記録がある。Aで記録のあるものの中にはBでも同一事例についての記録があるものがある。ABCを合わせると、木内家文書では、行き倒れ遍路の事例数は全部で天明3年～明治4年までに28件確認された。
- ※3 那賀郡小仁宇村で庄屋を勤めていた秋本家の文書（徳島県立文書館寄託、総点数3391）。行き倒れ人の事例数は全部で11。
- ※4 名西郡上浦村で庄屋を勤めていた阿部家の文書（徳島県立文書館寄託、文書点数145）。行き倒れ人関係の史料は、天保8年と丑年（郡代の役職期間から推測すると文化2年）の史料3点（事例数2）ある。
- ※5 板野郡坂東村で庄屋を勤めていた近藤家の文書（徳島県立文書館購入、文書点数1477）。行き倒れ人関係の史料は、年代不明な丑年の史料5点（事例数1）がある。
- ※6 『御大典記念阿波藩民政資料』（徳島県、大正5年）には麻植郡鴨島村で行き倒れた者に関する史料が一件所収されている。同書によると「麻植郡川真田輝逸氏所蔵」とある。

とも考えられる。では、近世後期の阿波の村落の人々が記録した一二九の行き倒れ人の事例から、阿波で行き倒れた者はどのような理由で来村してきているのか、そのうち四国遍路を理由に来村してきた者はどのような記述として表現されているのかを見てみよう。行き倒れ人に関する処理の過程では、行き倒れ人の来村理由は次のように説明されている。

〔史料一〕

一 男女式人

予州新谷領浮穴郡大南村 亀蔵

同人妻 ちゑ

右之者夫婦連ニ而四国辺路為修行当月五日府中村迄罷越候

所、右亀蔵病氣ニ付彼是養生相加へ候得共、今朝五ツ時相

果候⁽²¹⁾：

〔史料一〕は阿波国名東郡府中村で死亡した者の死骸見分札に関する史料である。傍線部には来村理由が記されている。この事例では「四国辺路為修行」であるが、「四国辺路為執行」・「四国修行（執行）」・「四国辺路」という記述が多く見られる。「四国辺路順拝」・「四国順拝」と記述された事例もある。同一事例でも「四国辺路執行」と記述する村役人もいれば、「四国順拝」と記述する村役人もいるので、厳密に使い分けているようには見えない。

これらの表現がなされている行き倒れ人を、四国遍路（史料の記述にもとづくと、四国を巡拝・修業している者）を行っていると表現されている者とし、分析対象全体の約七六％にあたる九九事例あることが分かった。他には、諸国を巡拝している途中に行き倒れたと見られる者（史料上では「諸国神社仏閣順拝」等と記述）が一四事例（一一％）、「髪結渡世」、「稼ぎ」を理由に來て行き倒れた者がそれぞれ一事例、来村理由が不明である行き倒れ人の事例は一四事例ある。以上から、阿波に記録の残された行き倒れ人の特徴として、約七六％という大半が四国遍路を行っていると表現されている者であり、約一一％の者が諸国を巡拝している者、約一一％が来村理由の不明な者、約一％が渡世のために来村している者だということが窺える。

これらの行き倒れ人に対して、阿波の村落の人々はどのように対応しているのだろうか。次節では四国遍路途中で行き倒れた者に対して、どのように対応をしているのかを、秋本家文書に即した形で検討してみよう。

第二章 四国遍路中に行き倒れた者への対応

―秋本家文書を素材に―

第一節 小仁宇村で行き倒れ人が発生したときの秋本家の対応

秋本家文書に見られる行き倒れ人の事例は全て四国遍路を行っている者と表現されている者の事例である。秋本家のある小仁宇村（現、徳島県那賀郡那賀町）は那賀川中流湾曲部の右岸に位置し、四国八十八ヶ所の札所の位置から見ると、二十一番太龍寺（標高約六〇〇メートル）から直線距離で約五キロメートルの位置にある。村高は文化一〇年、天保四年、安政七年ともに一六三石余りであり、徳島藩領と山田貢の給地となっている。なぜ、秋本家文書に行き倒れ人に関する史料が残っているのかを秋本家の記録の中から見ていこう。秋本多三郎が文化十一年に柏木叟右衛門（仁宇谷組頭庄屋）と糸田川夏助へ提出した史料によると、秋本家は信濃国諏訪里出身、秋元和泉守盛貞を出自とする由緒を持つ家である。⁽²²⁾ 文政六年（一八二三）に郡代手代に提出した由緒書（「乍恐奉申上覚」⁽²³⁾）によると「私迄九代連続当村（小仁宇村―引用者）肝煎役被仰付罷在候」とあり、代々肝煎を勤めているという。そして文政八年（一八二五）から庄屋を勤めている。⁽²⁴⁾ 秋本家文書に行き倒れ人に関する史料は、文政一〇年（一八二七）と思われる亥年の史料から、文久三年（一八六三）と思われる亥年の史料で

五五点（年代順に並べると一一事例）の史料があり、小仁宇村で倒れた事例（二件）、和食村で倒れた事例（七件）、百合谷村で倒れた事例（一件）、阿瀬比村で倒れた事例（一件）がある。これらの史料は、秋本家が庄屋を務めている小仁宇村で行き倒れ人が発生した時のものと、行き倒れ人の死後に秋本家が死骸見分を行った記録であることが分かる。表2に、秋本家文書に見られる行き倒れ人が倒れた場所と、死亡後の死骸見分に関わる村役人・見分の内容を整理してみた。史料に死骸見分役として出てくる村役人は、土佐町の年寄役以外は全て「庄屋」か「庄屋御用代」と肩書がある者が勤めている。秋本家文書に、行き倒れ人に関する史料があるのは、秋本家が庄屋を勤めていたことが関係していると見ることが出来る。

では具体的に秋本家がどのように行き倒れ人と関わっているのかを見てみよう。最初に秋本家のある小仁宇村で行き倒れた者がいた時に、村人や秋本家はどのように対応しているのかを見てみる。嘉永元年（一八四八）か万延元年（一八六〇）と思われる年一二月一六日に長州厚狭郡有帆大休村の圭助という者が小仁宇村で死亡した。圭助が死亡した後、図一のような文書のやりとりがある。

表2 秋本家文書に見られる行き倒れ人の死骸見分糺に関わる村役人と見分結果

番号	行き倒れ人の倒れた場所	死骸見分糺役	見分の結果	典拠史料
秋本家事例1	和食村南川	小仁宇村庄屋 秋本多三郎・中山村庄屋森又左衛門	病死に相違ない（風邪と持病の積気が死因）	アキモ 02254000, 01491001～01491003
秋本家事例2	和食村	小仁宇村庄屋秋本多三郎・和食村町寄仁右衛門	地盤はれ病、虫病が起こり、積気もあった。病死に相違ない	アキモ 00862001～00862007
秋本家事例3	小仁宇村	仁宇村庄屋柏木雅之進・和食村庄屋殿谷為右衛門	病死に相違ない	アキモ 00270000, 00271000, 00272000
秋本家事例4	和食村西在	小仁宇村庄屋 秋本和三郎・仁宇村庄屋柏木雅之進	病死に相違ない	アキモ 00301000, 00302000
秋本家事例5	百合谷村	和食村庄屋御用代 殿谷勝之進・小仁宇村庄屋 秋本和三郎	病死に相違ない 持病：疝気	アキモ 00278001～00278004
	百合谷村		病死に相違ない 持病：積気	
秋本家事例6	和食村	百合村庄屋勘田倍蔵・小仁宇村庄屋 秋本和三郎	病死に相違ない	アキモ 02379000, 01498001～01498004
秋本家事例7	和食村	仁宇村御用代 柏木理右衛門・小仁宇村庄屋 秋本和三郎	病死に相違ない 病氣：風邪？	アキモ 00279000, 00280000, 00281001, 00281002
秋本家事例8	和食村	小仁宇村庄屋秋本和三郎・仁宇村庄屋御用代 柏木利右衛門	病死に相違ない	アキモ 02259000, 02260000, 02261000, 00209001, 00209001 2, 00214000, 00248000, 00664000, 00662000
秋本家事例9	小仁宇村	阿井村庄屋 加藤光平・和食村庄屋 殿谷勝之進	病死（見分に関する記載なし）	アキモ 00662000, 02353000, 01890000, 00283000, 02354000, 00282000, 00246000
秋本家事例10	和食村	小仁宇村庄屋 秋本和三郎・土佐町年寄縫蔵	病死に相違ない 病氣：虫病	アキモ 00663000, 01526001～01526003
秋本家事例11	阿瀬比村	小仁宇村庄屋 秋本和三郎・和食村庄屋 殿谷勝之進	病死に相違ない	アキモ 00284001～00284003, 02307000

(典拠) 徳島県立文書館寄託、秋本家文書(文書館の整理番号(アキモ+番号)で表記)。

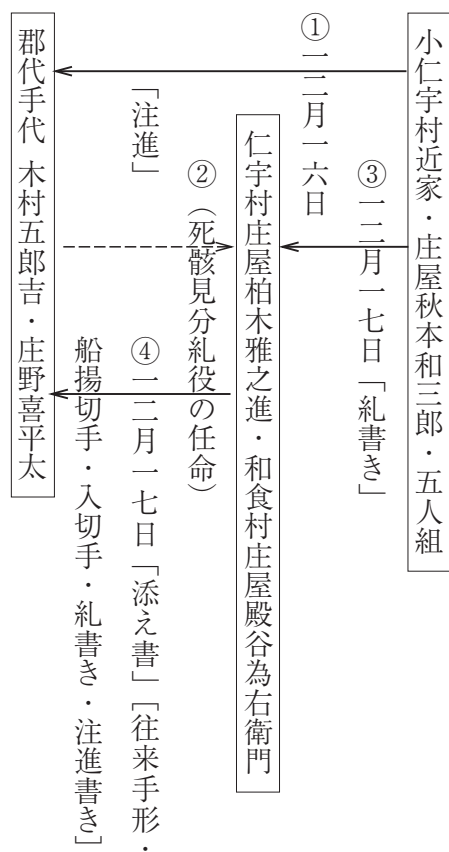
表3 木内家文書に見られる行き倒れ人の死骸見分札に関わる村役人と見分結果

番号	行き倒れ人の倒れた場所	死骸見分札役	見分の結果	典拠
木内家事例6	竹瀬村	住吉村組頭庄屋山田五郎左衛門	病死／疑敷義はない	A B
木内家事例8	檜村	竹瀬村庄屋木内兵右衛門（住吉村組頭庄屋山田五郎左衛門が見分役に当たるはずだったが、山田が病氣だったので御用代として竹瀬村庄屋木内兵右衛門が見分を行った）	溺死／疑敷子細はない	B
木内家事例10	成瀬村	竹瀬村庄屋木内兵右衛門	病死／「諸疵何以疑布義無御座」	B
木内家事例11	東貞方村	竹瀬村木内兵右衛門（住吉村組頭庄屋の五郎左衛門が見分する筈であったが、御用で留守だったので、留守居の者が竹瀬村庄屋木内兵右衛門のところに來たので、木内兵右衛門が見分に当たった）	病死／疑敷義はない	B
木内家事例12	成瀬村	竹瀬村庄屋木内兵右衛門	病死／疑敷義はない	B
木内家事例13	住吉村	竹瀬村庄屋木内兵右衛門（本村組頭庄屋斎藤長之丞が見分する筈であったが、御用で留守だったので、留守居の者が木内兵右衛門（竹瀬村庄屋）のところに來たので木内兵右衛門が見分に当たった）	病死／疑敷義はない	B
木内家事例15	東中富村（6日）	竹瀬村庄屋木内兵右衛門（住吉村組頭庄屋山田五郎左衛門が見分札を仰せ付けられたが、山田五郎左衛門が木内兵右衛門へ見分札を行うよう、申し來たので木内兵右衛門が見分に当たった）	病死／疑敷義はない	B
木内家事例16	竹瀬村	竹瀬村庄屋木内兵右衛門	疑敷義はない	B
木内家事例17	竹瀬村	本村組頭庄屋斎藤長之丞	病死／疑敷義はない	A B
木内家事例21	竹瀬村	竹瀬村木内兵右衛門（住吉村組頭庄屋の五郎左衛門が見分する筈であったが、出府をしていて留守だった。山田半兵衛も御用だったので木内兵右衛門が見分に当たった）	病死／疑敷義はない	B
木内家事例22	竹瀬村	東貞方村庄屋四宮勘五郎（住吉村組頭庄屋の山田半兵衛が見分する筈であったが、御用であったので、四宮勘五郎が見分に当たった）	病死／疑敷義はない	A B
木内家事例25	竹瀬村	竹瀬村庄屋木内兵右衛門（本村組頭庄屋の斎藤長之丞が見分する筈のところ、風邪であったので竹瀬村庄屋木内兵右衛門が見分に当たった）	病死／疑敷子細はない	A B
木内家事例27	東中富村	竹瀬村里長補木内鹿之平	病死／疑敷義はない	C

(典拠) 以下の史料ABCを使用して、死亡した遍路のうち、死骸見分役が判明するものを年代順に並べた。

A:「諸控」(キノウ00932002)、B:「見分糺書控 四冊之内三」(キノウ00807000)、C:「辺路死骸見分糺控」(キノウ00803000)…明治4年の2件の死亡者の記録がある。そのうち、遍路の死亡件数である1件を表に記載した。

図一



まず、①の矢印に注目したい。圭助が死亡した日の十二月一六日、小仁宇村の庄屋である秋本和三郎と五人組の鹿蔵は郡代手代に対して次の「史料二」にあるような内容を「注進」（他の史料に「注進」とあるので、分かりやすくするためにこの言葉を使用する）した。

〔史料二〕

乍恐奉願上覚

一男老人 長州厚狭郡有帆大休村圭助

右之もの四国辺路為修行仕候処、当月六日当村へ罷越、病氣ニ御座候処、今日病死仕候ニ付、何卒早く御見分被仰付被為下候得者難有奉存候、右之段乍恐書付ヲ以奉願上候、以上

那賀郡小仁宇村庄屋 秋本和三郎
同村五人与 鹿蔵

海部那賀

御郡代様御手代

木村五郎吉殿

庄野喜平太殿⁽²⁵⁾

〔史料二〕によると、今日、すなわち十二月一六日に圭助が病死ということ、早々に圭助の死骸見分糺を命じてほしいことを秋本和三郎と鹿蔵は願い出ている。この「注進」の後に取られる手続きはどのように行われるのか。先に③の矢印の方向に出される〔史料三〕を見てみよう。

〔史料三〕

…（前略）…

A 右之者四国辺路為修行罷出、当月六日当村へ罷越、B 病氣指發り、倒臥居申候ニ付、隣家之ものゝ所役人中へ申出、C 小屋懸ケ仕遣養生相加へ居申候得共、当月十六日ニ病死仕候ニ付、D 其段所役人中ゝ御注進被仰上候ニ付、E 右死骸御見分御糺御用御蒙被成候御趣ヲ以、今日御立越被成、右死骸見分仕候処、F 諸疵等も無之、何以疑敷義無之、病死ニ無相違様相見へ候所、病中服薬給物等心ヲ付遣候儀哉と御糺被仰付

候段夫々奉畏候、右圭助義当月六日当村へ罷越、病氣指發り
 倒臥居申候二付、私共行懸り近家之もの共申談、所御役人中
 へ其段申出、小屋懸仕医師相懸ケ服薬為仕、給物等心ヲ付御
 座候処、次第二病氣相重り養生ニ不相叶、昨十六日朝五ツ時
 病死仕候段相違無御座候、万一不実ケ間敷義申上置、追而相
 顯候得者、如何様ニ御聞被仰付候ニも少シも迷惑と申上間布
 候、依而近家之私とも御糺ニ付書付ヲ以申上所少シも相違無
 御座候、以上

小仁宇村近家

百次郎（他二名略）

申十二月十七日

殿谷為右衛門殿

柏木雅之進殿

右近家之もの共御糺被仰付通、長州厚狭郡有帆大休村圭助、
 四国辺路為修行、当月六日当村へ罷越、病氣指發り倒臥居申
 候二付、小屋懸仕遣シ養生相加え候得共、昨十六日朝五ツ時
 病死仕候二付、其段御注進申上候処、右死骸御見分之上、諸
 疵無之弥病死ニ相違無之候得共、圭助病發ル相果候運之間、
 疑敷子細見聞及候義ハ無之哉と被仰付奉畏候、G近家之もの
 とも御糺被仰付通、何以疑敷子細見聞及候もの無之候、実ニ
 病死ニ相違無御座候旨申上候処、H死骸之義者地寺大龍寺導

師ヲ以、最寄之三昧へ土葬ニ取隠、有姿木札ニ相記立置候様
 被仰付、并圭助所持之雜物等取調子被成候所、格別之品も無
 御座候二付、私共へ取斗候様被仰聞夫々奉畏候、依而私共御
 糺ニ付奥ヲ以申上処少シも相違無御座候、以上

小仁宇村庄屋

秋本和三郎

申十二月十七日

同村五人与

鹿藏

御当テ

右同断⁽²⁶⁾

〔史料三〕は小仁宇村の村人が、圭助が死亡までの経緯と死亡
 後の手続きを説明し、庄屋の秋本和三郎・五人組の鹿藏は村人た
 ちの申出に相違ないということを奥書きし、死骸見分糺役の和食
 村庄屋殿谷為右衛門・仁宇村庄屋柏木雅之進に対して提出した文
 書の控えである。

傍線部によると、A長州厚狭郡有帆大休村圭助は、四国遍路修
 業として、一二月六日に小仁宇村へ来た。B圭助は病氣になり、
 倒れ臥していたところ、百次郎ら三人が行き懸り、近家の者で相
 談して、役人中へ申し出た。C小屋懸けし、医師に診せ、服薬を
 施し、給物など心をつけて与えていたが、次第に病氣が重くな
 り、養生に叶わず、一二月一六日に病死した。Dそのことを所役

人（＝秋本和三郎・鹿蔵）が「注進」した。E死骸見分糺御用のために今日（一七日）小仁宇村に（殿谷為右衛門・柏木雅之進が）来て、圭助の死骸見分をした。そして、見分の結果、F諸疵がないことや疑わしいことがないことから、病死に違いないように見えるという。病中に服薬や給物を、十分注意して遣わしたのか、ということの小仁宇村の百次郎らは糺され、それに対して、秋本和三郎と鹿蔵はG百次郎らの申出の通り、疑わしい点がなく、病死に相違ないと答える。そして、H死骸は太龍寺の導師によって最寄りの三昧（墓所）へ土葬し、有姿を木札に記して立て置くように秋本和三郎と鹿蔵は命じられた旨が記されている。

さて、②の矢印の方向に提出される史料は、秋本家文書中にはない（点線で表わした理由はこのためである）。が、「史料三」の傍線部Eによると、行き倒れ人の死骸を見分するために和食村の庄屋である殿谷為右衛門と、仁宇村の庄屋である柏木雅之進が小仁宇村へ出向いていることから、藩（郡代手代カ）の方から行き倒れ人の死骸見分をするよう命じられているものと思われる。というのは、秋本家が死骸見分を行う他の事例では②の矢印に当たる史料が残されているからである。

そして④の矢印の方向に出された史料についても述べておきたい。④の方向に出される史料は秋本家が作成した史料ではないが、秋本家も立ち会って内容に誤りがないように作成された史料の控えとして残されていると考えられる。簡単に紹介しておこう。

〔史料四〕

奉申上覚

長州厚狭郡有帆大休村圭助義四国辺路為修行罷越、小仁宇村二^而病死仕候二付、右村役人共方其段御注進奉申上、死骸見分糺御用私共へ被仰付、早速右村へ罷越、死骸見分仕候所、諸疵等も相見へ不申候、病死二相違無御座、圭助病発方相果候迄之運、近家之もの糺書、所役人共奥書仕らせ、別紙二委曲申上候、右二付導師之義ハ小仁宇村旦那寺大龍寺へ相頼、最寄三昧へ土葬二仕、木札二書記達置候様申渡、圭助所持之雜物等相改候得共、聊之品御座候得ハ、所役人共如何様共取斗候様、申聞御座候、依^{揚カ}而御指下被仰付候、圭助往来寺請状^{揚カ}、与州三ツヶ浜舟場切手^{揚カ}、六喰口御番処入切手^{揚カ}、所役人御注進書^{揚カ}、此度御糺之近家之もの書付^{揚カ}、都合五通奉指上候、以上

仁宇村庄屋

申十二月十七日

柏木雅之進

和食村庄屋

殿谷為右衛門

海部那賀

御郡代様御手代

木村五郎吉殿

庄野喜平太殿⁽²⁸⁾

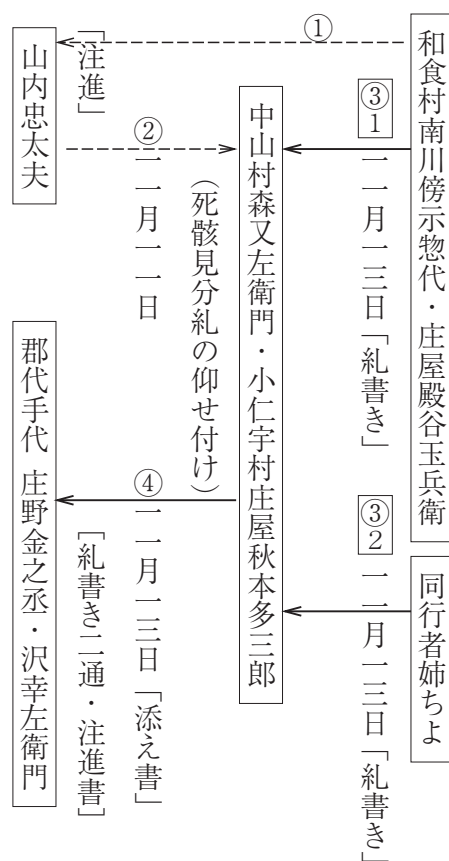
〔史料四〕を見ると、〔史料三〕の内容に間違いがないことを死骸見分札役の立場から書かれていることが分かる。

さて、ここまでの秋本和三郎の動向を追ってみると、二月六日、圭助が行き倒れたことを近家の百次郎らに伝えられ、小屋懸養生を行う→二月一六日、圭助が死亡した旨を郡代手代に「注進」する→二月一七日、死骸見分札に対して、圭助が死亡するまでの経緯を報告し、病死に違いがないことを報告する→死骸を大龍寺の導師に頼み、最寄の三昧へ土葬し、木札に記して建て置く手配をするよう、死骸見分札役である柏木雅之進と殿谷為右衛門から命じられる。以上のような流れで、秋本家は小仁宇村で行き倒れ人が発生した際に対応を行っていることが分かる。

第二節 小仁宇村以外で行き倒れ人が発生したとき

前項では秋本家が庄屋を勤める小仁宇村で行き倒れ人が発生したときの秋本家の対応のあり方を検討した。ここでは秋本家が死骸見分札役になった場合、つまり小仁宇村以外で行き倒れ人が発生したときの秋本家の対応の仕方を見ていこう。次に見る事例は紀州日高郡下富安村の瑞巖という僧が文政一〇年（一八二七）⁽²⁹⁾と思われる亥年の十一月一〇日に和食村で死亡した時の事例である。文書のやりとりを図二で示してみる。

図二



①の矢印にあたる史料は秋本家文書中には存在が確認できないのだが、先に見た事例からすると、①の矢印にあたる文書のやり取り（「注進」）は存在していたのではないかと思われる。②の矢印にあたる山内忠太夫⁽³⁰⁾から、小仁宇村の庄屋である秋本多三郎と中山村の庄屋である森又左衛門に対して次のように「見分」を命じられている。

〔史料五〕

紀州日高郡下富安村道心瑞巖并姉ちよ同道二而、四国辺路執
行として和食村迄罷越候処、瑞巖義病氣指発、彼是養生加へ
出候得共、養生二不相叶、右義令病死候旨注進有之候、依
ちよ共へ見分札申付候条、篤と見分之上、何以疑敷子細も無

之候者、寺院導師を以、最寄三昧へ取隠可申候、尤ちよ義ハ往来手形ニ右訳令付紙出立可申付候、以上

亥十一月十一日

山内忠太夫

小仁宇 中山

両村庄屋殿^{③①}

〔史料五〕によると、道心の瑞巖が姉のちよとともに「四国辺路執行」として和食村まできたが、瑞巖が病気になり、病死したという注進があつた。ちよとともに瑞巖への見分糺を申し付ける、とのことである。

次に③①の矢印にあたる〔史料六〕を見てみよう。〔史料六〕は瑞巖が死亡した場所の惣代である「和食村南川傍示惣代」が、死骸見分糺役である秋本多三郎と森又左衛門に、瑞巖が死亡するまでの経緯を報告し、和食村の庄屋殿谷玉兵衛が見分糺役の秋本多三郎と森又左衛門に、惣代の申し出た内容に間違いがないことを述べた箇所である。

〔史料六〕

右者義四国辺路為執行、姉ちよ同道ニ而罷出、先月八日当村迄罷越、A病氣指發り歩行相調不申迷惑之旨申候ニ付、所御役人中へ右之趣申出、近所之私共出合、B小家懸仕、医師ニ

相懸服薬等相用、彼是養生仕遣シ居申候所、養生ニ相叶不申、当月十日之夜病死仕候ニ付、右之趣所御役人中へ御注進申上候処、右死骸御見分御糺御用御蒙り被成候御趣ヲ以、今日御立越被成、C死骸御見分之上被仰聞候ハ、病死之躰ニ相見へ候、彼者如何様之病氣ニ而有之候哉、并ニ病中籠略成義等ハ無之哉、有姿可申出旨、被仰聞奉畏候、彼者地盤発病ハ風邪ニ而御座候所、追々持病之積氣相重り、相疼ミ申ニ付、彼是養生相加へ病中喰物等も心ヲ付、其上瑞巖姉ちよ義相詰、相添居申候義ニ而、何以籠略成義等ハ少シも無御座候、隣所之私共手前御糺ニ付、右之段申上所、少シも相違無御座候
…（中略）…

右之通紀州日高郡下富安村瑞巖当村ニ而病死仕候ニ付、近所之者共并ニちよ手前御糺ニ付申出之通、相違無之哉、并ニ病中籠略成義等ハ無之哉、委曲可申出旨被仰聞、奉畏候前段近所之者共并ニちよ申出之通、少シも相違無御座候、私共も病中喰物等諸事心ヲ付、彼是養生取加へ候得共、養生ニ相叶不申、当月十日夜病死仕候旨、申上候所、尚又被仰聞候ハ、D死骸見分仕候所、病死之躰ニ相見へ、何以子細無之様、相見へ申候ニ付、大龍寺導師ヲ以最寄三昧へ取隠候様、Eちよ義ハ往来手形ニ付紙仕候ニ付、勝手次第出立仕候様被仰聞、夫々承知奉畏候、私共手前御糺ニ付申上所少も相違無御座候…

（後略）^{③②}

〔史料六〕によると、瑞厳とちよは一月八日に和食村まで来たがA瑞厳の病気が起こり、歩行が調い難いことを和食村の役人へ申し出た。そしてB小屋懸けし、医師に診せ服薬を用い、養生させたが、一〇日の夜に病死した、という。そして、C瑞厳はどんな病気であったのか、また病中に亀略に扱ってはいないだろうか、と秋本多三郎と森又左衛門は問い糺している。そこで和食村の村人が答えることには、瑞厳は「地盤」(徳島の言葉で「ちばんから」³³以前からという意味がある)発病していたのは風邪であつたところ、持病の「積気」が重なり、疼んでいることを申しできたので、養生をさせた。また、病中に食事なども心をつけ、姉のちよもいたので、「亀略」には扱っていない、ということである。D死骸に関しては、子細がないように見えたので、大龍寺導師に頼み、最寄りの三昧(墓所)へ葬ることとなった。E同行していたちよに関しては、往來手形に付紙をして「勝手次第出立」することとなった。ちよが「勝手次第出立」することになった事情を伺えるのが③②の矢印にあたる〔史料七〕である。〔史料七〕は、〔史料六〕で見た内容と同内容を、死亡した瑞厳の同行者である姉のちよの立場で書かれたものである。

〔史料七〕

右ハ私弟二^而御座候所、心願御座候二付、四国為順拜私同道
二^而罷出、大龍寺奥院黒瀧寺へ札相納、夫^方先月八日和食村

之内南川と申所迄罷越シ、右瑞厳病氣指發り、歩行相調不申二付、隣所へ申出之所、早速所御役人中へ申出、近所之衆中御立合小家懸ケ仕被下、家廻り二御手当て、其上医師二御懸被下、養生相加へ候得共、養生二相叶不申、当月十日夜九ツ時病死仕候…(中略)…此上ハ何卒右死骸取隠候様、私義心願成就仕度奉存候間、早々出立仕候様、奉願上度旨申上候所、尚又被仰聞候ハ、申出之通子細も無之義二相見へ候二付、死骸之義ハ大龍寺導師ヲ以当村三昧へ取埋候様被仰聞、并ニ瑞厳所持之品々相改候所、不正之品等も無之ニ付、ちよ了簡二可任旨被仰聞、其上往來手形ニ瑞厳病死之趣、御付紙等迄も被仰付、此上ハ勝手次第出立可仕旨被仰付、難有奉畏候、右之段御糺二付申上所、少シも相違無御座候、以上³⁴

傍線部によると、ちよは心願成就したので、出立させてくれるよう願ったということが分かる。

では、図二の④の矢印にあたる〔史料八〕を見てみよう。これは死骸見分役の秋本多三郎と森又左衛門から、郡代手代の庄野金之丞と沢幸左衛門へ提出された文書である。

〔史料八〕

奉申上覚

一 紀州日高郡下富安村瑞厳并ニちよ兩人四国為順拜罷出、右瑞

嚴和食村二^而病氣指發り、当月十日之夜、病死仕候二付、右死骸見分糺御用私共へ被仰付、早速右村へ罷出、死骸相改申候所、病死二相違無御座、何以疑敷義相見へ不申、并二姉ちよ手前相糺申候所、何以存念無御座、早々出立仕度旨別紙之通申出候二付、死骸之義ハ大龍寺導師ヲ以最寄三昧へ取埋候様、并二荷物等も相改申候所、不正之品等ハ所持不仕候二付、ちよ義者往来手形二付紙仕、勝手二出立仕候様、申付御座候、仍^而ちよ申出書壹通、村役人隣所之者とも糺書壹通、御注進書付壹通、ノ三通相添奉指上候、以上⁽³⁵⁾

これによると、瑞嚴が遍路途中で行き倒れ、病死したこと、死骸見分役として（秋本多三郎と森又左衛門は）和食村まで出向き糺した。死骸の様子から死因は病死であり、疑しい点が見受けられないこと、ちよは早々出立したい旨を申し出ていること、死骸は大龍寺導師の引導で最寄の三昧へ埋めること、荷物を改めたところ不正の品は所持していないということ、ちよは往来手形に付紙をして「勝手二出立」するよう申しつけたこと、以上の内容を秋本多三郎と森又左衛門は郡代手代へ報告し、最後にちよの申し出書き一通（**図二**の**③2**の矢印の文書）と、村役人隣所の者への糺書き一通（**図二**の**③1**の矢印の文書）と、御注進書き一通（**図二**の**①**の矢印の文書）の合計三通を添えて、提出している。

図二には、郡代手代へ提出した際に添えられたものを「」で表

記した。

文書のやりとりと報告内容を見ると、この地域での行き倒れ人への対応の仕方は、ある程度決まったパターンの中で動いていることが分かる。

秋本家文書に即して、行き倒れ人への対応の仕方を検討してみると、次のようなシステム化された手続きで対応していることが分かる。

村人が行き倒れ人（生存）を発見すると、まずは村役人である庄屋・五人組へ届け出る↓近所の者が小屋懸し、医師による施療と、服薬や食事を施し、養生する↓養生に叶わずに、死亡したら再び庄屋・五人組へ届け出る。

行き倒れ人が死亡した後の手続きは、①各村の庄屋・五人組は、郡代手代に対してその旨を届け出る、②（文政一〇年の事例では）郡代、（嘉永五年と万延元年と文久二年の事例では）組頭庄屋は、行き倒れ人が死亡した場合以外の村の村役人二人に死骸見分糺を命じる。死骸見分糺になった村役人は、現地に赴いて死骸見分糺を行う、③この取糺に対して、行き倒れ人の同行者・村役人はその者の死去に至る経緯とその者が病死に間違いないこと等を死骸見分糺役の村役人に報告する、④死骸見分糺役は、③の内容に相違ないこと、行き倒れ人の所持品、死骸処理（寺院の導師に頼んで埋葬すること）等を村役人らに指示した旨を記した文書を作成し、①の注進書き、行き倒れ人の往来手形・寺請手

形・国入切手、船揚り切手等を添えて郡代手代にまとめて提出している（死亡した行き倒れ人の同行者がいる場合は往来手形や切手は添えられない）、以上の流れが確認できる。

ここまでの検討で、小仁宇村周辺での行き倒れ遍路への対応は、ある程度決まったパターンの中で動いていることが明らかとなったが、徳島藩領内の他地域でも同じ対応をしているのだろうか。また、先に述べたように秋本家文書に見られる行き倒れ人の事例は全て四国遍路を行っている者の事例であるが、他の理由で来村した行き倒れた者に対しても同じ対応をしているのだろうか。次節では阿波国内でもフィールドを変えて竹瀬村で庄屋を勤めていた木内家に残る史料を使用して今述べた疑問にアプローチしていこう。

第三章 行き倒れ人への対応手続き

―木内家文書を素材に―

第一節 木内家と行き倒れ人

竹瀬村は現在の徳島県板野郡藍住町で、徳島県の北東部に位置する。四国八十八ヶ所の札所の位置から言うと、二番札所極楽寺から三番札所金泉寺の間の旧吉野川の向いに位置しており、札所と札所を結ぶ道から直線距離で約一・二キロメートル離れてい

る。竹瀬村の村高は寛文四年（一六六四）・天明七年（一七八七）は一五二石余、文化八年は二九五石余（うち蔵入地分一四七石余、給地分一四八石余⁽³⁶⁾）となり、『旧高旧領取調帳⁽³⁷⁾』では三〇七石余（うち蔵入地一三八石余、一六九石余は藩士六人の給地⁽³⁸⁾）となっている。家数は享和三年（一八〇三）には六五軒⁽³⁹⁾、文化十二年（一八一五）は六三軒ある⁽⁴⁰⁾。耕地には藍が栽培されていた⁽⁴¹⁾。阿波国においては吉野川一帯は阿波の「北方」と呼ばれ、近世にあつては藍作を中心とする商品生産地域として、領国経済のなかで重要な位置を占めていたことは高橋啓氏の指摘するところであり、竹瀬村は徳島藩の藍作にとって重要な地域の一つといえよう。竹瀬村で庄屋を勤めていたのが木内家である。

木内家の由緒書き（「家系一卷」⁽⁴³⁾）によると、貞享二年（一六八五）から五人組⁽⁴⁴⁾を勤め、享保二〇年に肝煎役を勤める。延享四年（一七四七）には小家から惣家となり（惣家―小家は村内での家間のまとまりを意味する⁽⁴⁵⁾）、安永四年の棟付帳の控えの記載によると、「庄屋」の肩書がある。木内家は以後、代々庄屋を勤める。徳野隆氏によると、藍商としても活動し明和期以降持高五〇〇七〇石の線を維持しているという⁽⁴⁷⁾。

木内家文書中の行き倒れ人に関係する史料は、三点の帳面にまとめられている。一つ目は「諸控」⁽⁴⁸⁾という帳面である。これは、「庄屋の仕事の手引書」とも言われ、以下で説明するように目録（目次）ごとに綴じてある。行き倒れ人に関する史料は「御注進」

「御案内」という項目の中の、「異死」「遍路病死」「同（遍路―引用者）送戻」という項目に収録されている。この中には計二八件の行き倒れ人に関する記録があるが、うち八件は地元住民の縊死などの異死の記録となっている。冒頭で述べた行き倒れ人の定義からいうと、「諸控」には八件を除く二〇件の行き倒れ人の記録があることになる。

行き倒れ人の史料が収められている二つ目の帳面は、「見分糺書四冊之内三」⁽⁵⁰⁾である。これは、文化五年（慶応二年）までの異死人、怪我人、行き倒れ人に関して一七件の記録がある。⁽⁵¹⁾そのうち、五件が竹瀬村周辺の村人の異死（縊死や溺死）や怪我の記録で、残り一二件が行き倒れ人に関する記録である。

三つ目の史料として、「辺路死骸見分糺 明治四末年三月」⁽⁵²⁾という史料がある。これには、明治四年に二件の死亡者の記録がある。

これらの三つの史料から、行き倒れ人の記録を年代順に並べてみると、「諸控」と「見分糺書四冊之内三」には同一事例の記録が存在することが分かった。「諸控」には藩（郡代手代）への「注進書き」の控えが記録されており、「見分糺書四冊之内三」には死骸見分に関する「糺書き」の控えがある。三つの史料から、行き倒れ人の事例を数えてみると、明和三年（一七六六）～明治四年（一八七二）までに二八件確認できる（別表Ⅱを参照）。

木内家文書にある行き倒れ人に関する史料は、木内家が庄屋を

勤める竹瀬村で行き倒れ人が発生した場合か、木内家が死骸見分糺を行った時のものである。また、木内家が庄屋を勤めてからの年代の史料が残っている。これらの点は秋本家と同様であり、木内家文書に行き倒れ人に関する史料が含まれているのは、木内家が庄屋を勤めていたことが関係する可能性が高いと考えられる。

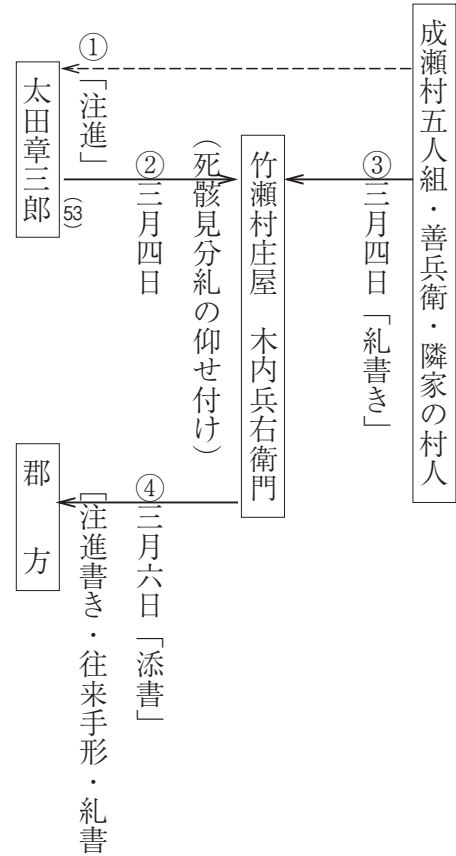
木内家文書にある行き倒れ人の事例は、四国遍路を行っていると表現されている者が二三事例、諸国を巡拝中の者が一事例、渡世のために移動中の者が二事例、来村理由を明確に記述されていない者が二事例ある。

では、まずは「四国辺路執行」を理由に来村した者が行き倒れた場合に、竹瀬村周辺地域ではどのような対応をしているのかを見てみよう。

第二節 四国遍路中に行き倒れた者への対応

文政七年（一八二四）三月四日に、播州の三郎太夫が成瀬村の善兵衛の家で死亡した事例である。三郎太夫の死亡後、図三のような文書のやりとりが確認される。

図三



①の矢印は先の秋本家文書で検討したものと同様に、木内家文書中には文書の控えがないが、実際はやりとりが行われているものと思われるため、点線の矢印で示している。③の矢印の方向に提出される〔史料九〕（成瀬村五人組・善兵衛・隣家の村人が死骸見分札を行う竹瀬村庄屋木内兵右衛門へ提出）により、三郎太夫が死亡するまでの経緯・死亡後の手続きがどのように行われているのか見てみよう。

〔史料九〕

御札二付申上覚

A 播州飾東郡明田村三郎太夫義四国辺路為執行罷越、B 当月

朔日私宅二而一宿仕せ候所、C 病氣二而歩行難相調候二付、

養生加へ遣候得共、今朝病死仕候二付、D 村役人中より御注進申上候所、E 右死骸御見分為御札今日御出被成、御見分之上御札被成候所、F 根元瘡毒病人二而御座候所、麻疼相頭歩行相調不申候二付、食事等心ヲ付介抱仕医師二相懸服薬等仕せ候得共、熱気強御座候所、終今朝六ツ時相果申候、右申上通病死二相違無御座候、万一偽申上置後日二相頭候得ハ、其節如何様共可被仰付候、御札二付右申上所相違無御座候、以上

文政七申年三月四日

成瀬村 善兵衛

木内兵右衛門殿

御札二付申上覚

右善兵衛申上ル通三郎太夫義病死二相違無之哉、若疑布子細有之候ハ、不相包申出候様隣家之私共被召出、被入御念御札被成候所、三郎太夫病中就用事二折々罷出、見及之所、G 右善兵衛申上ル通地盤病人之上加病仕居申候、善兵衛ハ彼是心ヲ付相旁、養生仕遣居申候へ共、終今朝相果申候、聊以疑布子細無御座、全病死二相違無御座候、万一偽申上置追而相頭候得共、私共如何様被仰付候而も迷惑と申上間布候、御札二付申上ル所相違無御座候、以上

成瀬村

三月四日

兼太郎
(他四名略)

木内兵右衛門殿

右之通御糺ニ付申上段私共於一座ニ承知仕候、尚又私共手前
ヲも重々御糺被成候所、H御注進申上ル通病中罷出見及候
所、病躰重相見、終ニ病死仕候段相違無御座候、仍三郎太夫
死骸之義取埋置候様被仰渡奉畏候、右之段奥書ヲ以申上候、
以上

成瀬村五人組

木内兵右衛門 （殿脱力）（54）

利八
（他二名略）

〔史料九〕によると、A播州飾東郡明田村の三郎太夫は四国遍路執行として来た。B三月一日に善兵衛宅で一宿した。C病気で歩行が困難である様子なので善兵衛が養生させたが、三月四日の朝病死した。Dそのことを村役人が「注進」した。E死骸見分糺として、今日（三月四日）、木内兵右衛門が来て三郎太夫の死骸見分と「糺」を行った。F三郎太夫はもとと瘡毒（55）を煩っており、「麻疼（疹カ）」があらわれ、歩行が困難となり、善兵衛は食事など気をつけ、医師に診せ服薬を施したが、三月四日の朝に三郎太夫は死亡した。死因は病死で間違いない。成瀬村の村人によれば、G善兵衛の申出通り、疑わしい点もなく、病死に相違ないという。成瀬村の五人組の者によると、H注進した通り、病中三郎太夫のと

ころへ来て、見てみたところ、「病躰」が重く、病死したことは相違ないとのことである。そして三郎太夫の死骸は「取埋」めて置くように命じられた旨が記されている。

注目したいのは、善兵衛が三郎太夫を宿泊させている点である。善兵衛が宿泊業を営む家なのかどうかは明らかにできないが、善根宿（56）として家に泊めている可能性が高いと考える。木内家文書に確認される行き倒れ人の事例二八件のうち、三件は村人の家に泊まり、そのまま病気を発症するケースである。そしてその三件とも先ほど秋本家文書で見られた「小屋懸」という言葉が見受けられない。屋内で倒れているのだから、小屋懸けをしないことは当然とも考えられるが、屋内で倒れた者がいた場合、屋外に出さずにそのまま屋内で養生させていると考えられる。

死亡してからの手続きを見てみると、文書のやりとりや報告内容は、基本的には秋本家で見た行き倒れ人に対する手続きと同様である。このような対応の仕方は四国遍路を行っている者と表現されていない行き倒れ人へも適用されているのだろうか。

第三節 四国遍路以外を理由に来村した行き倒れ人への対応

① 来村理由が明確に四国遍路ではない行き倒れ人への対応

来村理由が明確に四国遍路ではない行き倒れ人の事例が木内家

文書には二事例ある。限られた史料ではあるが、それらの史料を見ることで、四国遍路を理由に來村した行き倒れ人とそうでない行き倒れ人への対応の違いがあるのかを見てみたい。〔史料一〕は文化二年に髮結渡世で來た清兵衛という者の事例である。

〔史料一〇〕

乍恐御注進奉申上覚

一 当村郷付浪人佐々木次三郎酒店表門道縁ニ、福嶋町出生之由
 二 而清兵衛と申者、髮結渡世ニ仕、当村隣村打廻り、其日暮
 シニ仕居申候所、今早朝当司見及候所、右清兵衛行倒、息遣
 悪敷相見へ居申ニ付、声懸候得共、返答無御座、手足冷居申
 二付、酒店へ昇入段々介抱仕遣候得共、追々絶命ニ及申様相
 見へ申ニ付、注進之内之儀ニ候て、無是非元之所へ昇出シ候
 段迷惑奉存候、地盤慥成倅御座候趣、咄ニ承居申ニ早速彼方
 へ申遣候所、当年奥野村郷付浪人田中舟兵衛方ニ相勤居申ニ
 付、早速呼寄、右之段申聞せ候所、只今福嶋出生とハ申出候
 得共、福嶋町ニ一向何之由縁も無御座、平生酒好之親儀ニて
 御座候へハ此俣御取捨被下度旨申出候、右ニ付酒店隣家之者
 共相尋候所、昨日七ツ時酒吞ニ罷出、日暮過ニ罷帰申、聊喧
 嘩口論も不仕、何之子細も無御座趣ニ御座候、倅申出之通此
 俣御取捨させも可被仰付哉、乍恐御成下り被為 仰付可被下
 候、右之段私共御注進奉申上候、以上

板野郡竹瀬村庄屋

木内兵右衛門

文化式丑年正月九日

同村五人組

庄左衛門

宅左衛門

熊右衛門

板野 勝浦 御郡代様御手代

黒田丹次殿

長江勝右衛門殿

野口是兵衛殿

三木嘉志賀右衛門殿⁽⁵⁷⁾

清兵衛に関する史料はこれしかないので、結局この後清兵衛の死骸がどのように扱われたのかは分からない。だが、傍線部によると行倒れてから死亡するまでの間に、「介抱」されていることだけは分かる。もう一つの事例を見てみたい。

〔史料一一〕

乍恐奉願上覚

一 淡州三原郡上本居村百姓文作と申者、当村并成瀬村ニ相稼居
 申処、一昨晦日ニ私方へ参候者逗留仕申処、昨日俄ニ中風指

発り早速療治等仕候得共、終相果申、随^而岡崎村惣作義彼者
従弟^二御座候二付、早速彼方へ申遣申候所、最寄三昧へ取
埋呉候様、惣作申出候二付、取埋申度奉存候間、右之段乍恐
御慈悲之上愈々御下知被為仰付被下候ハ、難有仕合奉存候、
右之段奉願上候、以上

板野郡竹瀬村頭入百姓先規奉公人

金作

文化十一年戊申八月二日

右之通金作奉願上候二付、稼御手形等頂戴仕、御富岡へ参り居
申義哉之旨相糺候得共、稼御手形ハ頂戴不仕罷出居申趣ニ御座
候、尤上本庄村薬勝寺宗門寺請状所持仕居申二付、則写仕相添
指上申候、愈々御下知被為仰付被下候ハ、私共難有仕合奉存
候、以上

戌八月二日

竹瀬村庄屋

木内兵右衛門

五人与

黒田・野口・笹倉・久保添当⁽⁵⁸⁾テ

〔史料一二〕の傍線部によると、竹瀬村と成瀬村に稼ぎに来て
いた丈作という者が、竹瀬村頭入百姓先規奉公人である金作のと
ころで逗留した。そこで中風（脳卒中）が起こり、金作は療治等

を施したが、終に死亡した、とのことである。さらに、丈作の従
弟である岡崎村の惣作へ申し遣わしたところ、死骸は最寄の三昧
へ取埋めてほしいとのことである。この丈作の事例でも、逗留し
た先で倒れた場合は療治等を施している。近世において、移動途
中に行き倒れた者へは医師に懸け、服薬などを施すという規定は
幕府の規定でも確認される上、先行研究の成果でも明らかとなっ
ている。⁽⁵⁹⁾ わずかな事例ではあるが、行き倒れ人への世話の場面に
注目すれば、四国遍路を理由に来村した者でなくても、逗留先で
倒れたり、道端で行き倒れた場合は、世話を受けるという原則が
あり、それが決まったシステムの中で対応していることが伺われ
る。

② 来村理由が明確でない行き倒れ人への対応

次に往来手形を持たない身元が不明確な、来村理由もはっきり
と記していない行き倒れ人の扱いを見てみたい。文政六年九月一
五日に東貞方村で道心が死亡した。〔史料一二〕は道心が死亡す
るまでの経緯が述べられ、死骸の扱い方が述べられている。

〔史料一二〕

彼者義当月八日夜、当村迄罷越、歩行相調不申義、地盤瘡毒
病人^二而、其上下痢相添居申候、其已来六日程之間、役人中

お手配ヲ以食事等相施、彼是心ヲ付、養生加へ遣候へ共、十四日お絶食仕、終昨十五日朝六ツ時相果申候

…（中略）…

別紙糺書之通札挟ニ讃州多度郡白方村と書記御座候迄ニ而、
 聡と生所名所相分不申者故、死骸之義ハ先仮埋ニ仕置候様、
 村役人へ申付候、依而御渡被継候御注進書ニ右糺書相添、此
 奉申上候⁽⁶⁰⁾

死亡する前の世話の場面に注目すると、これまで検討してきた
 行き倒れ人と同様に食事などを施し養生をさせていることが分か
 る。生所が分からない者なので、死骸は先ず仮埋めとなったよう
 である。

ここまでの検討で、竹瀬村周辺地域では行き倒れ人がいた場
 合、世話をして養生させているということが分かる。行き倒れ人
 の移動理由の違いによって行き倒れ人の扱いに差は出ないと考え
 てよいのではないだろうか。ただし、注意が必要なのは、町田哲
 氏が分析を行った後藤家文書にある行き倒れ人の中には、往来手
 形を持たない行き倒れ人の事例一二件のうち、四件の行き倒れ人
 は「辺路体」でかつ「乞食体」と記述され、死骸の扱い方は「取
 捨」という表現となっている。なぜ往来手形を持たない行き倒れ
 人の中でも四事例に「辺路体」かつ「乞食体」と記述され、死骸
 が「取捨」となるのだろうか。木内家文書にある行き倒れ人の事

例からは行き倒れ人の移動理由の違いによって行き倒れ人の扱い
 に差は出ないと見えるが、「乞食体」である場合の死骸の扱い方
 には他の行き倒れ人と違いが生まれる可能性が出てきた。「乞食
 体」と記述される事例は「辺路体」とも書かれており、この記述
 に注目することは阿波の人々の遍路認識に迫るものだと考える。
 これについては別稿を期したい。

では本節の最後に木内家文書に即して行き倒れ人への対応の仕
 方を述べよう。

第四節 行き倒れ人への対応のあり方

木内家文書に即して行き倒れ人への対応のあり方を検討してみ
 ると、秋本家文書と比較してみた場合、木内家文書には「組頭庄
 屋」が行き倒れ人の死骸見分札に関わっていること以外は、行き
 倒れ人への対応の流れ、報告内容に関しては大きく異ならない。
 『藍住町史』⁽⁶¹⁾によると、竹瀬村周辺の組村は、矢上・乙瀬・住
 吉・笠木・奥野・竹瀬・本村・成瀬・東中富村・勝瑞・東貞方・
 西貞方・吉成・中原の一五ヶ村であるという。住吉村の山田家が
 少なくとも安永五年（一七七六）には組頭庄屋を勤め、また本村
 の斎藤家長之丞も天保十一年（一八四〇）六月から安政六年（一
 八五九）二月まで勤めているとある。行き倒れ人に関する史料
 には、組頭庄屋として住吉村の山田五郎左衛門と本村の斎藤家長
 之丞の一事例に一人ずつ名前が見える⁽⁶²⁾。そこで、木内家文書にあ

る死骸見分札役の分かる一二事例の行き倒れ人に対して、誰が死骸見分札を行っているのかを整理したのが表3である。組頭庄屋が死骸見分札を行う例は、二事例のみである。ただし組頭庄屋が見分に当たる筈だったが、御用等で留守のため、代わりに隣村の村役人が死骸見分札を行うこととなったという記述がある例が七事例、残り三事例は理由は不明だが、組頭庄屋以外の村役人が死骸見分札を行っている。竹瀬村周辺地域では、原則組頭庄屋が死骸見分役を担っていたという可能性が高いのではないだろうか。

年代による変化があるのかという視点から「注進」（図では①の矢印の方向に出される文書）に関して述べたい。「注進」は村役人から藩（郡代または郡代手代）に対して行われ、その点に関しては特に年代による違いが見られない。ところが、先に紹介した「諸控」という帳面には嘉永三年（一八五一）の行き倒れ人の史料の最後に次のようなメモ書きがある。

「辺路御注進之義書付之義、近頃与頭庄屋へ差出候様相成居申候」

これによると、「近頃」、つまり嘉永三年頃は、郡代手代への注進は形式上のもので、実際は組頭庄屋へ注進書きとともに図中の③の矢印の方向に提出される文書が作成され、組頭庄屋が即座に死骸見分札を行っている可能性も出てきた。

以上のように検討してみると、竹瀬村周辺地域では、行き倒れ人に対して次のような決まったシステムの中で対応を行っている

ことが明らかとなった。そのシステムとは、以下の通りである。村人の家等屋内で倒れた者がいた場合は、まずは村役人へ届け出る↓その家の者や近所の者が医師による施療と、服薬や食事を施し、養生させる↓養生が叶わずに、死亡したら再び庄屋・五人組へ届け出る。屋外で行き倒れ人が発生した場合も、まずは行き倒れ人がいる旨を村役人へ届け出る↓近所の者が小屋懸けし、医師による施療と、服薬や食事を施し、養生させる↓養生に叶わずに、死亡したら再び庄屋・五人組へ届け出る。

行き倒れ人が死亡した後の手続きは、①各村の庄屋・五人組は、郡代手代に対してその旨を届け出る、②（文政元年から文政一〇年までは）郡代が、（天保六年の事例では）郡代手代が死骸見分札を原則組頭庄屋に命じていることが史料上確認できる、組頭庄屋は現地に赴いて死骸見分札を行う、③この取札に対して、行き倒れ人の同行者・村役人はその者の死去に至る経緯とその者が病死に間違ったこと等を組頭庄屋に報告する、④組頭庄屋は③の内容に相違ないこと、行き倒れ人の状態・所持品、死骸処理等を村役人らに指示した旨を記した文書を作成し、①の注進書き、行き倒れ人の往来手形・国入切手、船揚り切手等を添えて郡代手代にまとめて提出する。以上のような流れが確認できる。そして、この手続きは遍路を行っている途中で行き倒れた者に対してはもちろんのこと、遍路でない行き倒れ人に対しても適用されるものと考えられる。

さて、ここまで秋本家文書と木内家文書を使用して、それぞれの史料群に即して行き倒れ人への対応のあり方を分析してきた。ここで後藤家文書に即して行き倒れ人への分析を行った町田哲氏の検討結果と照らし合わせてみる。すると、表4に示したような違いが見えてきた。違いの一つ目は、後藤家文書では、行き倒れ人が増加する天保八年二月以降は藩への注進が行われていないのに対して、秋本家・木内家文書では、天保八年二月以降も注進が行われている点である（ただし木内家周辺では嘉永三年頃には「注進」は形式化していた可能性もある）。二つ目は、死骸見分札を担う存在である。後藤家文書（町田氏の検討）と木内家文書に即してみると、死骸見分札を行うのは、原則、組頭庄屋が行っているのに対して、秋本家文書に即して見みると、死骸見分札は隣村二ヶ村の庄屋または町の年寄が行っている（いつも決まった者が行っていない）。この点に注目すると、小仁宇村（秋本家の住む村）周辺の組頭庄屋の存在のあり方が、特殊である可能性も出てきた。同じ藩内でも地域によって行き倒れ人対応に違いがあることが明らかとなった。

おわりに —まとめと展望—

本稿では近世後期の阿波の村落の人々が残した行き倒れ人に関する史料を使用して、第一章では史料に残されている阿波の行き

倒れ人はどのような理由で阿波に來ているのか、そのうち四国遍路はどのように表現されているのかを検討し、第二章では行き倒れ人の中でも四国遍路を行っていると表現されている者に対しての対応のあり方を分析し、第三章では行き倒れ人の中でも四国遍路を行っていると表現されている者と来村理由が遍路ではない行き倒れ人への対応のあり方に違いがあるのかを検討した。本稿で明らかになった点をまとめて、残された課題や今後の展望を示したい。

記録に残された阿波の行き倒れ人は、約七六%という大半が四国遍路を行っている者と表現されている者であり、約一一%の者が諸国を巡拝している者、約一一%が来村理由が不明な者、約一%が渡世のために来村している者だということが第一章により明らかとなった。注目されるのは、阿波の行き倒れ人の史料に残るのは四国遍路を行っていると表現される者が多いということである。四国遍路を行っていると表現される者が多いということが、阿波の行き倒れ人の特徴の一つであると言える。ではそのことが阿波の行き倒れ人処理システムにどのような影響があるのだろうか。それに関しては不明な点が多いが、他地域の行き倒れ人を扱った先行研究の成果と比較して阿波の行き倒れ人処理システムに見られる傾向を、二点指摘したい。一点目は、史料の残っている年が一八世紀に二事例あり、残りは一九世紀に集中しているということである。元禄期の触に病気の遍路の扱いに言及したも

表4 後藤家・木内家・秋本家文書に見られる行き倒れ人の扱いの流れ

【A】 後藤家文書に見られる行き倒れ人の扱いの流れ	【B】 木内家文書に見られる行き倒れ人の扱いの流れ	【C】 秋本家文書に見られる行き倒れ人の扱いの流れ
村人による行き倒れ人の発見(生存)	村人による行き倒れ人の発見(生存)	村人による行き倒れ人の発見(生存)
↓	↓	↓
村役人へ届け出る	村役人へ届け出る	村役人へ届け出る
↓	↓	↓
最寄りの者が小屋懸けし、医師による施療と、服薬や食事を施し、養生させる	最寄りの者が小屋懸けし、医師による施療と、服薬や食事を施し、養生させる	最寄りの者が小屋懸けし、医師による施療と、服薬や食事を施し、養生させる
↓	↓	↓
死 亡	死 亡	死 亡
↓	↓	↓
村役人へ届け出る	村役人へ届け出る	村役人へ届け出る
↓	↓	↓
①、村役人が郡代手代に対して行き倒れ人が死亡した旨を「注進」する。 ※天保8年2月以降は組頭庄屋へ行き倒れ人が死亡したことを提出し、組頭庄屋はただちに②の手続き（死骸見分や同行者・村役人の取糺しをおこなう	①、村役人が郡代手代に対して、行き倒れ人が死亡した旨を「注進」する。 <u>※天保8年2月以降も行っている。</u>	①、村役人が郡代手代に対して、行き倒れ人が死亡した旨を「注進」する。 <u>※天保8年2月以降も行っている。</u>
↓	↓	↓
②、①の届出をうけた郡代は、管轄下の組頭庄屋に対して死骸見分・取糺しを命じる。組頭庄屋は現地におもむき、死骸見分や同行者・村役人の取糺しをおこなう。	②、①の届出をうけた郡代（手代）は原則、組頭庄屋に対して死骸見分・取糺しを命じる。組頭庄屋は現地に赴いて死骸見分や同行者・村役人の取糺しをおこなう（ <u>文政元年から文政十年までは、郡代から、天保六年の事例では郡代手代から死骸見分糺役を命じられる。</u> ）。	②、①の届出をうけた郡代（手代）は <u>隣村二ヶ村の庄屋または町の年寄に、死骸見分糺役を命じ、現地に赴いて行き倒れ人の死骸見分糺を行う</u> （ <u>文政十年は郡代が、嘉永五年と万延元年と文久二年は組頭庄屋森哲三の留守居が死骸見分糺役を命じる。</u> ）。
↓	↓	↓
③、②の取糺に対して、同行者・宿元・村役人はその者の死去に至る経緯とその者が病死に間違いないこと等を組頭庄屋に報告する。	③、②の取糺に対して、同行者・宿元・村役人はその者の死去に至る経緯とその者が病死に間違いないこと等を組頭庄屋に報告する。	③、②の糺に対して、遍路の同行者・遍路が死亡した場所の村役人は、その者の死去に至る経緯とその者が病死に間違いないこと等を死骸見分糺役に報告する。
↓	↓	↓
④、組頭庄屋は③の報告（「約書(つづめがき)」）に見分の結果相違ないこと、行き倒れ人の状態・所持品、死骸処理等を村役人らに指示した旨を記した「添状」「添書」を作成し、①の届書、行き倒れ人の往来手形・寺請手形・国入切手・船揚げ切手等を添えて郡代手代にまとめて提出。	④、組頭庄屋は③の報告（「約書(つづめがき)」）に、見分の結果相違ないこと、行き倒れ人の状態・所持品、死骸処理等を村役人らに指示した旨を記した「添状」「添書」を作成し、①の届書、行き倒れ人の往来手形・寺請手形・国入切手・船揚げ切手等を添えて郡代手代にまとめて提出。	④、死骸見分糺役は、③の報告（「約書(つづめがき)」）に、見分の結果相違ないこと、行き倒れ人の状態・所持品、死骸処理等を村役人らに指示した旨を記した「添状」「添書」を作成し、①の届書、行き倒れ人の往来手形・寺請手形・国入切手・船揚げ切手等を添えて郡代手代にまとめて提出。

があることから、一七世紀は行き倒れ人がいないという訳ではない。四国遍路の多く通行する阿波では、行き倒れ人が発生することが珍しい出来事ではなかったと考えられるのではないだろうか。では史料が一九世紀に集中して残っているのはなぜなのだろうか。阿波の行き倒れ人の処理の過程に作成される史料中には往来手形を持つている者であるか、不審な死ではないかどうかに関して言及がある。そのことから、一九世紀に集中して村方の史料に残るのは、治安の要素が強くなった時期であることを示している可能性もあると考えられる。⁽⁶³⁾ 二点目は、阿波で死亡した行き倒れ人の史料は、死亡者に同行しているのが幼少の者でない限り、死亡後に国元に知らせるという手続きについての言及がほとんど見られない点である。松本純子氏が検討した郡山の行き倒れ人対応の過程では、国元へ連絡するか、国元への連絡を意識した記述（国元が遠国かどうか言及する等）がある。⁽⁶⁴⁾ 幕府の享保二〇年令・明和四年令には「道心者」「廻国之類」の者については死亡したら往来手形の旨に任せて在所へ知らせずに死亡地で埋葬等の処置を行う規定がある。四国遍路や諸国を巡拝している者は、幕府の規定にある「道心者」「廻国之類」に完全に当てはめられるかどうかは不明であるが、阿波に残された行き倒れ人に関する史料の大半が四国や諸国を巡拝している者であると表現される者であり、それらの者の往来手形には国元への連絡が必要でないことが書かれている者がいる。このことから、阿波で死亡した行き倒

れ人の史料に、死亡後に国元に知らせるという手続きについての言及がほとんど見られないのは、四国や諸国を巡拝していると表現されている行き倒れ人に合わせた処理システムとして機能していた可能性を示しているのではないだろうか。それを明らかにするためには、今後は阿波の行き倒れ人処理システムの成立過程を明らかにする必要があると考える。

第二章以下では、行き倒れ人の中でも四国遍路を理由に來村した者への対応のあり方と、四国遍路以外の理由で來村している行き倒れ人への対応のあり方に違いがあるのかを分析するために、秋本家文書・木内家文書を使用し、各史料群に即して検討をおこなった。すると、四国遍路を行っている途中で行き倒れたと表現される者に対しても、遍路ではない行き倒れ人に対しても、決まった流れの中で世話をする等の対応をしていることが分かる。遍路かどうかに関わらず行き倒れ人に対しては決まったシステムの中で対応しているといえよう。従来の四国遍路に関する研究では、行き倒れた遍路に対する労わりの行為が空海への善根を積む行為と関係づけられて説明しているが、空海への善根を積む行為であるという信仰の面は、遍路でない行き倒れ人に対してもシステム化された対応の中で対応しているという面を考慮に入れて検討していく必要があるのではないだろうか。ただし、次のことに留意する必要があると考える。第三章でも触れているが、往来手形を所持していない行き倒れ人は、決まったシステム通り埋葬さ

れる者と、「仮埋」される者と、「取捨」とされる者がいるということである。このうち、「取捨」とされるのは、「辺路体」かつ「乞食体」と表現される者である。阿波の人はどのような理由で、「辺路体」・「乞食体」と判断しているのだろうか。この問いは、阿波の人々がどのような者を遍路と認識しているのかということに迫るものだと考えるが、この点については今後の課題としたい。

注

(1) 青柳周一『富嶽旅百景 観光地域史の試み』、角川書店、二〇〇二年等。

(2) 原淳一郎氏は、「基本的に「日本的巡礼」と「参詣」は異質のものと考えている。なぜなら四国遍路、西国巡礼の人々は特定の場所を遍路する。そしてその聖地すべてに宗教的意義が冠されているからである」と述べる。同時に、「参詣」研究の体系化がなされていない現状にあって、「参詣」と「巡礼」の差異を云々するのは得策ではない」という（同『近世寺社参詣の研究』、思文閣出版、二〇〇七年、一九頁）。

(3) 近年、歴史学、地理学、民俗学を専門分野とする研究者が集まって寺社参詣研究を学際的に進展させようとする試みがなされている（原淳一郎、中山和久、筒井裕、西海賢二『寺社参詣と庶民文化』、岩田書院、二〇〇九年）。この中で、中

山和久氏は民俗学の立場から分析対象としての「巡礼」の定義を述べている。中山氏は、「寺社参詣の中」に巡礼を捉え、巡礼を「神仏などの超自然的存在との関わりで営まれる「聖なる旅」と位置づける。そして、「狭義の巡礼」とは「日本語の「巡礼」は、「巡」に含意されるような訪れるべき聖地の複数性と、「礼」に含意されるような道のりの長距離性とを併せ持った概念」であることを指摘し、「人類に普遍的な「聖なる旅」の文化」を分析する概念としては、狭義の巡礼に、広義の「巡礼」（翻訳語としての巡礼、および参詣・登拝・巡拝を含めたもの）を設定するのが有効であろうと述べる。中山氏の指摘に学ぶ点が多いが、近世の「寺社参詣」と「巡礼」とは何を持って分けるのか、そもそも違いがあるのかどうかも含めて、筆者自身も考えていきたい。今現在では、地道に事例を積み重ねていくことが必要な段階であると考えている。

(4) 主に挙げられるのが、新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、一九八二年。速水侑『観音信仰』塙書院、一九七〇年。田中智彦『聖地をめぐる人と道』岩田書院、二〇〇四年。西海賢二『近世のアウトローと周縁社会』臨川書店、二〇〇六年等。

(5) 新城常三『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』塙書房、一九八二年。

- (6) 高橋敏「近世民衆の旅と行旅病死」、『沼津市史研究』第二号、一九九三年、松本純子「近世における行き倒れの一分析」、『日本歴史』六五一、二〇〇二年八月。柴田純「行旅難渋者救済システムについて」、『史窓』五八号、二〇〇一年。同「近世のパスポート体制」、『史窓』六一号、二〇〇四年二月。藤本清二郎「近世城下町の行倒死と「片付」」、『部落問題研究』一八四号、二〇〇八年四月、等を参照。
- (7) 幕府の元禄元年令にはじまり、明和四年（一七六七）令にいたって整備・確立したとされている（前掲注（6）高橋論文、松本論文等）。
- (8) 柴田純氏は、元禄元年（一六八八）の幕府令より以前に、諸藩では行き倒れ人に対して現実的な対応の実態があったことを明らかにした（前掲注（6）柴田二〇〇一年・二〇〇四年）。
- (9) 鳴門教育大学収蔵、後藤家文書。文書の目録点数四八四五。後藤家は名東郡早渕村で組頭庄屋を勤めていた。史料の閲覧は同大学附属図書館のホームページからさせて頂いた。以後、後藤家文書の整理番号に従って「後藤家文書番号」で表記する。行き倒れ遍路関係の史料は、町田哲・井馬学「後藤家文書遍路関係史料」（鳴門教育大学「四国遍路八十八カ所の総合的研究」、プロジェクト『四国遍路の研究Ⅱ』、二〇〇五年三月）にも活字史料として掲載されている。
- (10) 前掲注（6）を参照のこと。この他には松本純子「行き倒れ人と他所者の看病看病・埋葬」、『東北文化研究室紀要』四二集、二〇〇一年の注を参照。
- (11) 大正五年に刊行された、御大典奉祝協賛会の編による資料集。
- (12) 文書の目録点数三〇七一。木内家は板野郡竹瀬村で庄屋を勤めていた。以後、木内家文書の文書番号を示す際には、徳島県立文書館の史料整理番号に従って「キノウ番号（半角数字）」と表記する。
- (13) 文書の目録点数三三九一点。秋本家は那賀郡小仁宇村で庄屋を勤めていた。以後、秋本家文書の文書番号を示す際には、徳島県立文書館の史料整理番号に従って「アキモ番号（半角数字）」と表記する。
- (14) 文書の目録点数一四五。阿部家は名西郡上浦村で庄屋を勤めていた。以後、阿部家文書の文書番号を示す際には、徳島県立文書館の史料整理番号に従って「アヘケ番号（半角数字）」と表記する。
- (15) 文書の目録点数一四七七。近藤家は板野郡坂東村で庄屋を勤めていた。以後、近藤家文書の文書番号を示す際には、徳島県立文書館の史料整理番号に従って「コント番号（半角数字）」と表記する。
- (16) 組頭庄屋とは、高橋啓氏によると他藩の大庄屋と共通する

側面をもち、郡内にいくつかの村を組み合わせた組村を統括する存在で、郡中諸割賦・組村割賦を運営するだけでなく、藩からの「触・達」の伝達、組村からの訴訟・歎願・公事出入りの調停・処理、組村の風俗・治安維持、農作状況・家数などの調査・報告などを主要な任務としていたという（高橋啓「近世後期阿波における「諸割賦」をめぐる」（有元正雄編『近世瀬戸内農村の研究』、溪水社、一九八八年。のち「近世後期の村落と「諸割賦」」として高橋啓『近世藩領社会の展開』、溪水社、二〇〇〇年、に所収）。後藤家周辺の組頭庄屋に関する研究は阿佐浩道「徳島藩の組頭庄屋―後藤家文書をてがかりに―」、『鳴門史学』一九、二〇〇五年、を参照のこと。

(17) 南荒田野村は、小仁宇村から約一〇キロメートル離れている上、小仁宇村と同じ組ではない。『旧高旧領取調帳』では村高一八三四石余のうち、蔵入地七五九石余・大龍寺領四石余で残りは藩士二三名の知行地となっている。

(18) アキモ00247000「未得御意候得共（其村政次郎四国順拝中当村で病死報知並に子息仲七の引取方問合の件）」。

(19) 矢三村（やそうむら）で病死した摂州兔原郡脇浜村清右衛門倅末吉という者の事例（後藤家文書2―43―7「御行着ニ付奉申上覚（四国辺路病死に付）他」と、名東郡下助任村で病死した摂州大坂天満船大工町播磨屋喜助という者の事例

（後藤家文書2―43―13「四国辺路病死之節他国文通之事」は、後藤家に関わっていない。

(20) 後藤家事例1・秋本家事例5が当てはまる。

(21) 鳴門教育大学収蔵、後藤家文書の文書整理番号2―47―4

②「御札ニ付奉申上覚」。史料の閲覧は同大学図書館のホームページからさせて頂いた。町田哲・井馬学「後藤家文書遍路関係史料」、鳴門教育大学「四国遍路八十八カ所の総合的研究」、プロジェクト『四国遍路の研究Ⅱ』、二〇〇五年二月、一〇頁に活字史料として掲載。

(22) アキモ00640000「書付ヲ以奉願上覚（元祖秋元和泉守盛貞以来の筋目に付引記控書により書写指上の件控）」。

(23) アキモ00638000「乍恐奉申上覚（先祖秋元和泉守以来の引記再度相認め窺上の件）」。これは、文政六年に秋本多三郎が木村五郎吉（郡代手代）と坂東弥寿郎（郡代手代）へ提出した由緒書きである。なぜ、提出したかについては「右之通私先祖方之引記先達而御取調べ之節糸田川夏助殿迄前段之通相認め、指出御座候、然所夏助殿病死仕候ニ付、前段之有姿御役所様へ顕然仕居申義哉、乍恐尚又相認め奉窺上候」と秋本多三郎は述べる。

(24) アキモ01463000「覚（本家相統の者故此度詮儀の上本百姓居並に庄屋役申付の件）」、およびアキモ00646001「小仁宇村庄屋五人組相勤候年数並に勤功之運相認指出帳」。

- (25) アキモ00270000「乍恐奉願上覚（長州の男一人四国辺路修行中当村で病死に付早々見分願出の件控）」。
- (26) アキモ00272000「御糺ニ付申上覚（長州の男一人四国辺路中病死の義病中手当方に付委曲申上の件下書）」。
- (27) 徳島藩の五人組とは高田豊輝氏によると「庄屋または肝煎・町年寄を補佐する村（浦・町）役人。一村の定員は原則として五人（五人よりも多い村も少ない村もある）」という（高田豊輝『阿波近世用語辞典』、二〇〇一年）。
- (28) 徳島県立文書館寄託秋本家文書。文書の整理番号アキモ00271000「奉申上覚」（長州の男四国辺路中小仁宇村で病死に付死骸見分の処病死相違無き旨等の件）。
- (29) この事例の年代を確定するために、史料に出てくる山内忠大夫という人物の役職に就いていた期間を見てみたい。徳島大学附属図書館に所蔵されている蜂須賀家文書「蜂須賀家臣成立書并系図」（画像を徳島大学附属図書館のホームページ上で公開している）の「山内忠大夫」の項によると、「同六末年（文政六年―引用者）二月八日海部那賀御郡代被仰付、同七年十一月三日御役替御蔵奉行御勘定方江被仰付、同九年十二月廿二日海部那賀御郡代帰役被仰付、同十三寅年三月十二日旧獵異国船漂流之砌注進有之」とあり、文政一〇年は文政九年に海部那賀郡の郡代を帰役となっているままならば郡代という役職についていることになる。
- (30) 山内忠太夫に関しては前注（29）を参照のこと。
- (31) アキモ02354000「紀州日高野（下富安村瑞巖四国巡拝中和食村にて病死の件）」。
- (32) アキモ01491002「御糺ニ付申上覚（四国辺路執行中当村にて病死の瑞巖死骸見分の処風邪に積氣重なり病死並に粗略等無き旨報告の件控）」。
- (33) 橋本亀一著『阿波の國言葉』、国書刊行会、一九七五年（一九三九年に発行されたものを原本として復刻）を参照。
- (34) アキモ01491001「御糺ニ付申上覚（私弟瑞巖儀私同道四国巡拝中和食村南川で病死に付当村三昧へ埋葬並に私出立仰付承知の件控）」。
- (35) アキモ01491003「奉申上覚（紀州日高郡下富安村瑞巖四国順拝中和食村で病死に付死骸見分の処病死に相違ない旨並に書類三通相添指上の件控）」。
- (36) 藍住町史編集委員会編『藍住町史増補』、臨川書店、一九八七年、一四六頁。
- (37) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳中国・四国編』、東京堂出版、一九九五年。
- (38) 西尾武極知行が九〇石余、津田越後知行が二八石余、武井理三郎知行が一石余、原軍左衛門知行が一七石余、郷司万蔵知行が二石余、荒木七郎兵衛知行が三〇石余。
- (39) キノウ000309000「古棟附帳略寫」。

- (40) 藍住町史編集委員会編『藍住町史増補』、臨川書店、一九八七年、一四六頁。
- (41) 平凡社地方資料センター編『徳島県地名』、平凡社、二〇〇〇年。
- (42) 高橋啓「商品生産の展開―阿波藍の生産と流通―」、『近世藩領社会の展開』、溪水社、二〇〇〇年。
- (43) キノウ00626000「家系一卷」。
- (44) 徳島藩の五人組とは「庄屋または肝煎・町年寄を補佐する村（浦・丁）役人。一村の定員は原則として五人（五人よりも多い村も少ない村もある）」として理解されている（高田豊輝『阿波近世用語辞典』、二〇〇一年）。
- (45) 宮本和宏氏によると、徳島藩領内の村落に残る「棟付帳の記載は壺家―小家を軸になされている。壺家―小家は村内での家間のまとまりを意味するものであり、小家から壺家への付け上げ等を藩が管理している事実から考えて、藩が村の実状を踏まえて編成したものであるということが出来る。一軒の壺家を核とし、数軒の小家を包摂する組織であるが、その内部構造については十分明らかにされていない」という（宮本和宏「藩政と棟付帳」、『阿波・歴史と民衆Ⅱ』、徳島地方史研究会創立二〇周年記念論集刊行委員会、一九九〇年）。
- (46) キノウ00042000「板野郡竹瀬村棟附人数御改帳（控）」。棟付帳とは宇山孝人氏によると、幕藩制社会初期に全国的に実施された、いわゆる「人別改」の帳簿である「人別帳」と同一系譜を引くものであり、本来夫役徴収を目的として百姓の土地緊縛・身分固定（身居）を図って作成されたものだと推察されている（宇山孝人「棟付帳」研究の課題」、徳島地方史研究会『史窓』九号、一九七九年）。高橋啓氏によれば夫役の徴収方法に関しては「棟付割」から、明暦三年（一六五七）をさかいに、いわゆる「二歩役」（＝「人頭税」）へと移行し、「棟付帳」そのものも次第に夫役徴収台帳から農政全般の支配台帳としての戸籍原簿へと変質していったという（高橋啓「徳島藩における夫役制度をめぐって」（上）（下）、『史窓』三・四号、一九七二・一九七三年）。
- (47) 「藍住町の古文書」（『阿波学会紀要』五二号、二〇〇六年七月）によると宝暦年間には藍玉の他国売りにも乗りだし、明和四年には控地五町以上、村内でも突出した大高持ちとなる。
- (48) キノウ00932002「諸控」。
- (49) 町田哲「藍住町の古文書」、『阿波学会紀要』五二号、二〇〇六年七月。
- (50) キノウ00807000「見分糺書四冊之内三」。
- (51) 町田哲氏が「見分糺書四冊之内三」を史料紹介している中では二〇件分（紐綴巻付の文書を含む）が書写されているとしている（前掲注（49）町田論文）。事例数が一致できなかった

たが、紐綴巻付の史料が「見分糺書四冊之内三」の本文中の事例と同じと判断したため、筆者の数える事例数が町田氏より少ない理由と考えられる。

(52) キノウ00803000「辺路死骸見分糺控」。

(53) 太田章三郎は文政四年から文政一三年まで板野郡代を勤めている(『鳴門市史』上巻、一九八二年、五四八頁による)。

(54) キノウ00807000「見分糺書四冊之内三」。

(55) 辞書的には梅毒・かさの意味。

(56) 四国遍路に関する研究では遍路への「接待」として、遍路を家に泊めることを「善根宿」という風習があることが言及されている。

(57) キノウ00932002「諸控」。

(58) キノウ00932002「諸控」。

(59) 五島敏芳「往来手形考」(『史料館研究紀要』二九号、一九九八年)、前掲注(6) 高橋論文、前掲注(8) 柴田論文二〇〇一年・二〇〇四年、前掲注(6)(10) 松本純子論文、等。

(60) キノウ00807000「見分糺書四冊之内三」。

(61) 藍住町史編纂委員会『藍住町史』、徳島県板野郡藍住町役場、一九六五年。

(62) 『藍住町史』によると、住吉村の山田家が少なくとも安永五年(一七七六)には組頭庄屋を勤め、また本村の斎藤家長

之丞も天保十一年(一八四〇)六月から安政六年(一八五九)一二月まで勤めているとある。同じ組の中で組頭庄屋が二人以上存在するのか等、この地域の組頭庄屋体制に関しては今後の課題となる。

(63) 村尾耕炳氏によると、享和・文化年間には阿波国内には政情不安・社会不安を引き起こす事件や現象(享和元年には海部郡浅川浦・牟岐浦の農民が大挙して土佐へ越境、享和三年井内谷の農民が強訴をくわだてる。文化元年風雨出水で国内被害甚大、文化二年物価騰貴、文化三年三好郡東山地方農民讃岐へ逃散、文化四年風雨虫害被害大、文化五年風水害作物減収など)があったという(同『阿波北がた風土記』、教育出版センター、一九八〇年、六六頁)。また、後藤家文書には天保四・五年に組頭庄屋が郡代手代に対して他国無切手者の中で胡乱体の者を追い立てる要求を出す動きがある(後藤家文書5―351「郷分世間物胡乱者追放に付御国分より日継存寄書下書他」)。秋本家文書中には天保四年に、他国者を取り締まる触に対する請書がある(アキモ01409000「仕上御請書之覚」(他国無切手者の義前々より稠敷御究仰付の処此度念入に仰出の趣の義私共連判請書指上の件控)。

(64) 前掲注(10) 松本論文。

〔付記〕

本稿は、二〇〇九年一月に一橋大学大学院に提出した修士論文の一部を加筆・修正したものである。本稿の執筆にあたって多くの方のご助言をいただいた。一橋大学の田崎宣義先生、若尾政希先生、渡辺尚志先生、千葉大学の菅原憲二先生や、記録史料研究会・千葉歴史学会近世史部会の皆様には多くのご助言をいただいた。また、史料の閲覧にさいして、徳島県立文書館の方々に多くの便宜を図っていただいた。末筆ながら心から深く御礼を申し上げます。

別表Ⅰ 後藤家文書に見られる行き倒れ人

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例1	天保2(1831)年6月2日	芸州後備世小国村	つや(47才)しつ(2才)親子	さめ(つやの娘)、喜代吉(そのめと代吉は親子)	○	「四国辺路為修業」	(つや)「着類浅黄嶋単物帯仕候」、(しつ)「着類浅黄嶋単物帯なし」	府中村悦太方(3日)	つや、さめ、しつの親子3人連れと、外にその、喜代吉親子も同行で5人連れで5月28日、府中村悦太のとは熱病で「相勝不申」なので、早速役人へ御案内したところ、早々に来て仰せ聞かされたことには、医師・服薬・食物等に心をつけ「外同行様二候得ハ」、随分分勞り、手ぬかりなく介抱するよう言われた。油断なくいろいろ手当てしたが、つや、娘しつは昨日から思いのほか病気が募り、容体が悪くなり、手当てしたが、終に6月1日の夜前8つ時ころに病死した。母つやは彼は心配し、追々病気が重くなり、今朝5つ時に病死した。死骸へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	※「後文路史六頁次は家藤家文書」一七(史料後藤家2-47-1)
後藤家事例2	天保2(1831)年6月8日	讃州三本山村	直次郎(40歳ばかり)	なし	○	「四国辺路為修業」	「着類古紺古一重股着」所持品…「一、古三衣袋沓ツ此内ニ札挟沓ツ茶碗沓ツ、枕沓ツ入古風呂敷沓ツ此内ニ切つき入一、かわ煙草入沓ツ古襦袢沓ツ一、紙張沓ツ小倉嶋古紙入沓ツ、但□(ヤブレ)ニ往來切手日開谷村御番所切手入一、毛綿紺緋財布沓ツ此内ニ銀札三匁四分八厘入方(カ)すづ沓ツ一、小キ折沓ツ此内裕四ツ、剃刀沓挺、といし沓ツ、ひいところ鏡沓ツ入□(ヤブレ)さらし風呂敷二包一、柳骨折沓ツ、負台沓ツ」	早測村(2日)	7日、早測村へ来て、急病で「相勝不申」であった。早速、医師、服薬、食事等心をつけて勞り、色々手当てした。8日の朝から特に病気が募り、容体が悪くなり、手当てをしたが、8日の8つ時頃に病死した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	八～九(後藤家文書2-47-5)
後藤家事例3	天保2(1831)年6月10日	予州新谷浮穴郡大南村	龜藏(41歳)	妻ちゑ(その後の動向についての記述なし)	○	「四国辺路為修業」	「着類浅黄紋付単物着、茶小倉古着仕」所持品…「骨柳沓ツ、太布風呂布包、三衣袋沓ツ、納経沓冊、数珠沓連、飯骨式、茶碗沓ツ、脚半、草鞋、杖、笠」	府中村(6日)	5日、府中村まで来て、龜藏が病気が起こり、歩行が調い難いので往來端に伏し込んでいたところ、村役人が来て早速医師、服薬を用い、湯水食事等手ぬかりなく手当をするよう、妻ちゑは申し付けられ、養生を加えたが、追々病気が募り、養生に叶わず、終に10日5つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	一〇～一一(後藤家文書2-47-4)
後藤家事例4	天保2(1831)年6月11日	紀州名園部村	惣泉寺宝山(僧、70歳ばかり)	なし	○	「四国辺路為修業」	「着類浅黄単物、同襦袢、黒キ衣着仕居申候」	延命村常楽寺下坂(1日)	11日昼ごろ、常楽寺から下坂で行き倒れていたのを、延命村の村役人が見てみたところ、最早医療や服薬もななく、終に死去した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	一一～一二(後藤家文書2-47-9)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡 年月日	出身地	名前(年 齢・性 別など)	同行者 (その後の 動向)	往来手 形の有 無	来村理由	着類、所持の物	倒れた 場所 (その 場所での 滞留 日数)	行き倒れてからの対応	典 拠
後藤家 事例5	天保2 (1831) 年6月 26日	讃州香 川郡西 笠井村	新六 (50歳 ばかり)	なし	○	「四国辺路 為修業」	「着類 碁盤 縹帷子 着仕居申候」所持 品に關しては「別之 紙通」とあるが、後 藤家の書付は現在 家文書で確認でき ないで、所持品は 不明	延命村 (9日)	18日、延命村まで来て、病気が起 こり、打ち伏していた。早速延命村の 役人が来て見たところ、熱病で殊の 外痛んでいる様子であったので、小 屋懸し、医師服薬等を用い、彼は養 生を加えたが、終に26日、病死した。 死骸は寺院の導師をもつて、最寄三 昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記 して建て置くよう組頭庄屋後藤善助 が申し付けた。また行き倒れ人の所 持品も処理するよう組頭庄屋後藤善 助が申し付けた。	一三頁 (後藤 家文書 2-47 -7)
後藤家 事例6	天保2 (1831) 年11月 20日	不明	「男辺 路老人」 という 記述 (60歳 ばかり)	なし	×	来村理由 に關する 記述は「 辺路者」 と「 路見」 とある	「着類 浅黄 烏単 物、下二継々居 つ着仕、細帯メ居 申候」所持品に關 して…「札扶二 路札少々、十三 真言一冊、丸 袋、皮箇之中 二箇つ、葉物 ツ、余杖笠所 持仕候得共、 往来手形も所 持不往、乞喰 体之者二候」	府中村 喜次郎 の ところ (3日)	18日、府中村の喜次郎のところまで 来て、一宿をさせてくれるよう申し 出があった。止宿させたところ、「地 盤痰」を持病としており、19日晚か らその病気が起こり、「相痛申」すの で、服薬等用いたが、20日の朝5つ 時に病死した。喜次郎は、最早老年 なので何のわきまもしておらず、 男辺路が皮箇負台に乗せ持参してい たので、遍路体に見え、何の子細も 考えず、遍路と心得た、生国何国共 尋ねずに止宿させてしまった、と釈 明している。往来手形も持たず、乞 食体の者に見えるので死骸は最寄の 三昧へ「取捨」るよう組頭庄屋の 後藤善助は府中村役人へ申し付けた。	一三頁 (後藤 家文書 2-47 -6)
後藤家 事例7	天保3 (1832) 年4月 1日	備中国 小田郡 矢掛町	留吉 (50歳 ばかり)	なし	○	「四国辺路 為修業」	「着類 浅黄 綿入 古羽織着仕居申 候、并二札扶、浅 黄三衣袋、飯箇り 壱つ、柳箇り壱 つ、右之内往来 手形、上り切手、 銭式匁五分入、 其余杖笠所持 仕居申候」	延命村 幸吉の ところ (2日)	3月晦日、延命村の幸吉のところへ 来て、一宿させたところ、持病が起 こり、痛んでいたもので、早速役人へ 申出、医師、服薬等を用い、食物等 心をつけて手当てしたが、追々病氣 が重くなり、養生に叶わず、4月1 日に病死した。死骸は寺院の導師を もつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、 有姿を木札に記して建て置くよう組 頭庄屋後藤が申し付けた。また行き 倒れ人の所持品も処理するよう組頭 庄屋後藤善助が申し付けた。	一五頁 (後藤 家文書 2-3)
後藤家 事例8	天保3 (1832) 年5月 16日	不明	「辺路 体之男 老人」 (50歳 ほど)	なし	×	来村理由 に關する 記述は「 路見」 とある	「着類 綿入 浅黄 単物着仕居申候、 并紀之字日々字 と相記候、菅笠所 持仕申候」「腕等 所持乞喰体之者 二候間、死骸之義 取捨申付置御座 候」	延命村 (12日)	4月5日に延命村まで来て、持病が 起こり、早速小屋懸し、医師や服薬 を用い、養生を加えているうち、こ の者が紀州日高郡和田浦と申す 者である由を申し出たが、往来手 形は盗み取られたと申し出てきた。 病氣は追々募り、終に5月16日病 死した。腕など所持しており、乞食 体の者に見えるので死骸は取捨るよ うに組頭庄屋後藤善助は延命村役人 に申し付けた。	一六頁 (後藤 家文書 2-8)
後藤家 事例9	天保3 (1832) 年7月 6日	雲州飯 石郡都 賀加村	貞市 (35歳 ばかり)	なし	○	「四国辺路 為修業」	「浅黄古単物着仕 居申候」(所持品 については早瀨村 の庄屋・五人組が 取り計らうよう、 組頭庄屋後藤が指 示した、という記 載のみで、具体的 な所持品名は不明)	早瀨村 (2日)	7月5日昼9つ時に早瀨村往還道へ 来て、病気で伏し込んでいたので早 速小屋懸し、医師や服薬等を用い、 養生を加えたが、6日の7つ時に病 死した。死骸は寺院の導師をもつて、 最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木 札に記して建て置くよう組頭庄屋後 藤が申し付けた。また行き倒れ人の 所持品も処理するよう組頭庄屋後藤 善助が申し付けた。	一七頁 (後藤 家文書 2-2)

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例10	天保4(1833)年3月25日	濃州奥城島村	吉助(43歳ばかり)	なし	○	「四国辺路為修業」	「着類紺縋縋袴、上へ縋半てん着、紺引すこき帯股引風呂布包、右之内二納経壺冊、札挟、数珠、紙入錢三分(文力)入、其余杖笠所持」	府中村(3日)	23日暮方、府中村往還端に伏し込んでいるという申し出が肝煎へあった趣いたので、見たところ、熱病だという趣を申し出てきた。24日8つ時頃から追々病気が募ってきたので、医師・服薬等を用い、彼は養生をしたが夜前から殊の外「大切二相及」、25日明け方に死去した。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	一九〇～二二(後藤家文書2-1)
後藤家事例11	天保4(1833)年4月9日	和州添上郡蒲池町	伊賀屋徳兵衛(30歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」「四国辺路為修業」	「所持之品々別紙御注進書二相記有之通」とあり、注進書きがないので詳しい所持品は不明	矢野村(2日)	8日の夜、赤裸で「辺路往來真中」に行き倒れ、死去している旨を9日5つ時に観音寺村番非人が申し出てきた。来て見たところ、申出の通り、死去していた。大熱病などの悪症でもあったのか、面額より肩背中など紫色の形をつけていたが、諸疵もなれいので、病死に違いないと判断された。死骸は往來手形の旨に任せて寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤助が申し付けた。	二〇一～二二(後藤家文書5-4)
後藤家事例12	天保4(1833)年6月3日	紀州上那賀郡粉河村	専蔵(40歳ばかり)	母親の位牌を持っているが、同行者はいない	○	「四国為順拜」「四国辺路為執行」「四国修業として」	「着類縋古単物二細帯仕、風呂布包之内二母之位牌恵順信女五月十一日と書付有之、外二札挟、数珠、財布、小刀沓つ、箱飯箇り、めんつ(面桶)大小式つ、茶碗、杖、笠所持仕居申候」	矢野村(2日)	2日の暮方に矢野村往還端に伏し込んでいる旨を矢野村肝煎へ申し出があったので、早速見てみたところ「下地腹痛持之上、熱病之趣」でいた。3日朝から追々病気が募ってきたので、医師・服薬など用い、彼は養生をしたが昼頃から殊の外「大切二相及」、3日の8つ時に死去した。位牌の母は病死と見えたが、どこで死亡したのか分からなく、矢野村まで来たのは専蔵一人であった。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤が申し付けた。さらに、専蔵の母がどこで死亡したのか分からないので、「有姿」を紀州上那賀郡粉河村の役人へ幸便の節に文通をするよう組頭庄屋後藤善助は申し付けた。	二二一～二二二(後藤家文書2-2)
後藤家事例13	天保4(1833)年12月22日	近衛国滋賀郡	大和屋権兵衛(50歳ばかり)	なし	○	「四国辺路為修業」「四国辺路為執行」	「着類袴沓つ単物着仕申候、尤札挟沓つ、納経壺冊、柳こふり沓つ、杖、笠、錢三十文、三衣袋所持仕居申候」	延命村(2日)	21日延命村まで来て、「中風之趣二而」伏し込んでいたので、「段々」養生加え手当てしたが、22日4つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	二二三～二二三(後藤家文書2-4)
後藤家事例14	天保5(1834)年3月18日	加洲金立町	吉田屋安兵衛妻はつ(35、36歳ばかり)	なし	○	「四国辺路為修業」	着類、古縋袴着仕居申候、尤三衣袋沓つ、古風呂布包之内二納経壺冊、杖笠、所持仕居申候」	北岩延村三昧添(6日)	13日の暮7つ時頃北岩延村の三昧添まで来た。にわかに持病が起こった旨で伏し込んでいた旨を番非人が申し出てきた。早速北岩延村の五人組が見たところ、よほど「相疼」んでいる様に見えた。所持の往來手形を見たら、親子3人連れていたところ、大安兵衛は去る6月1日に郡里村で死去した旨は郡里村の組頭庄屋曾我部直右衛門の添え書きがあったが、伴の時次郎は居あわせていない。そのことを尋ねたが「今昔一向」分からなく、「行衛相分不申二付」、服薬や給物等心をつけて養生を加えたが終に18日夜前に死去した。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	二四四～二四五(後藤家文書2-9)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例15	天保5(1834)年4月15日	防州吉敷郡山口北小路	助左衛門(55,56歳ばかり)	なし	○	「四国為順拜」「四国辺路為修業」	「着類縞古裕同伴てん着仕居申候、笠杖、荷俵、納経、札挟、其余格別所持候品無御座候」	矢野村(3日)	13日矢野村まで来て、道端で病気が起こり、早速や野村肝煎りが来て、見たところ、熱病と見え、難渋の体に見えた。小屋懸し、養生を加えたが終に15日の6つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	二五～二六頁(後藤家文書2-49-1)
後藤家事例16	天保5(1834)年4月28日	阿波国海部郡北河内村	台兵衛太(年齢不詳)	父台兵衛(勝手次第に出立するよう、組頭庄屋後藤に申し付けられた)	○	「四国令順拜」「心願二付親子連二而四国修業として」	所持品に関する記述なし	延命村(2日)	5、7日以前より少々「相勝レ不申候得とも」、27日、ようやく延命村まで来たところ、熱病で殊の外「相瘵」、医師・服薬を用いて養生を加えたが、終に28日朝病死した。台兵衛の申し出により、死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	二六～二七頁(後藤家文書2-49-2)
後藤家事例17	天保5(1834)年5月5日	和州郡北合村	弥助(50歳ばかり)	なし	○	「神社仏閣巡拝として」	「着類縞古裕着仕細帯、居申候、納経札挟所持、其余格別所持之品無御座候」	早瀬村(13日)	4月22日、早瀬村まで来て、病気が起こり、往來に倒れ込んでいたので、早速早瀬村庄屋などが来て見たところ、熱病と見え、先々修行が調い難く難渋の体に見えた。小屋懸し、服薬や給物等、彼は養生を加え、手当をしたが、5日9つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	二七～二八頁(後藤家文書2-49-8)
後藤家事例18	天保5(1834)年5月18日	越前南条郡具谷村	四郎右衛門(52,53歳ばかり)	なし	○	「四国為順拜」	「着類紺単物浅黄帯ヲメ、紺脚半草鞋懸候品、札挟、三衣袋、合羽沓ツ、莞筵、内枚、柳筒り沓ツ、二物袋沓ツ、紺浅黄袴、めんつ沓ツ、財布沓ツ、手風呂布沓ツ、納経沓冊、鼠足袋沓足、手負沓ツ、真田沓筋、手拭沓筋、辺路札少々入紺口風呂布包、其余杖茶碗沓所持仕居申候」	府中村(2日)	17日暮方府中村まで来て、往來に伏し込んでいたので府中村の者が来て見て様子を尋ねたところ、ふいに持し病が起こり難渋だということを出てきた。早速養生を加え、手当をしたけれど、追々病気が重くなり、18日の8つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	二九～三〇頁(後藤家文書2-49-7)
後藤家事例19	天保5(1834)年6月17日	筑前国怡土郡深江村	半六(40歳ばかり)	子の福太郎(3歳)…府中村善蔵が預かり、養育していたが、9月4日に病死	○	「四国為順拜」	「着類島単物着仕居申候、并二雑物の義ハ札挟、納経、数珠、菅笠、杖、古柳筒り沓所持仕居申候」	府中村(16日)	6月2日頃府中村まで来て、往還端に伏し込んでいたので、府中村の者が来て見たところ、疝癰で痛み難渋している旨を申し出てきた。早速養生を加え、手当をしたが、追々病気が重くなり、昨朝から殊の外疼き、ついに16日暮方に病死した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。同行していた子の福太郎(3歳)は府中村の善蔵が預かり、で養育したが、兼ねてから痼病で「始終相勝レ不申二付」医師に懸け種々手当をしたが、9月4日の暮方から厳しく痛み、村役人へ申し出、色々手当し、介抱したが終に4日夜前5つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	三〇～三三頁(後藤家文書2-49-5、2-49-3)

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例20	天保5(1834)年10月9日	豊後国玖珠郡小田村	直吉(47歳ばかり)	なし	○	「諸国神為順拜」	「着類紺浅黄綿袴、紺脚半、所内二納紺手負、所持杖笠、莞菰皮簞、所持仕居申候」	府中村神拝殿(？日)	直吉は府中村氏神拝殿に伏し込んでいたところ、番非人が打ち廻りて来たところ、病気で殊の外痛んでいたが、言舌が分からずというこた(番非人が)村役人まで申出てきた。早大切に村役人が見てみたところ、極々大に(危篤に陥っている状態)に見えたので、番非人へ申しつけ、往來端を昇出し(肩にかつぎ)、重々当をしたが、終に夜前7つ時頃病死した。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	三三～三四頁(後藤家文書2-49-4)
後藤家事例21	天保6(1835)年正月18日	讃州郡西野村	長松(80歳ばかり)	なし	○(往來手形を四通所持している。備考欄を参照)	「四国辺路為修業」「四国順拜」「四国執行ニ罷越候見候」「四国辺路」	「着類毛綿紺袴、古拾壹枚、同空色古拾壹枚着仕、細帯ヲメ居申候、外帳所持之品、蚊帳壹ツ、古中入綿壹ツ、手拭壹筋、呂布壹枚、毛綿袋壹ツ、三衣袋壹ツ、右之中え麦栗少々、右入、毛綿財布三ツ、小刀壹本、鉄壹挺、諸メ玉壹ツ、茶碗壹ツ、珠壹連、負台壹ツ所持仕居申候」一、古繼切之包有之、尤久布相貯居候儀と相見、右銀札悉吸合居申候、外に二銀札式拾、壹匁六分五厘所持、合式百四拾三匁五分五厘所持仕居申候、尤右之内拾匁取仕舞諸調子銀として相渡申候、」	南岩延村(1日)	南岩延村の往來筋川原端柳林で死亡している旨を、百姓の徳次郎が申し出てきた。早速南岩延村の村役人が来て見たところ、最早死去していた。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。往來手形を4通所持していた。内1通は男女式人阿州那賀郡横見村 藤次郎、娘お分の物で文化15年2月に認めてあるものであった。内1通は讃州神川郡西野村百姓長松、娘ふんの物で文政5年2月に認めてあるものであった。内1通は讃州神川郡西野村長松、天保3年2月21日に認めてあるものであった。内1通は同じく長松の物で、同年同月23日に認めてあるものであった。他に(天保5年カ)年正月9日入切手一枚、長松の名前が書いてあつた。また、位牌を式拾式枚持っており、但し年号月日のみで役名等は記していない。そのうち一枚は妙覚信女 天保3辰年2月28日「阿州城南那賀郡富岡横見村住人長松娘文事」と書き記している。那賀郡横見村住人の旨が書いてある物を見たので、元横見村出生の者でいたところ、家族が死絶し、渡世が出来がなくなり、位牌を所持して讃州切手を認め、四国執行にきたのかと見えた。横見村には親類の者がいなく、一応横見村役人が行き着くよう仰せ付けられたいと組頭庄屋後藤は郡代手代へ申し上げた。横見村の村役人を呼んで尋ねたところ、20ヶ年程以前に娘を連れて四国辺路に出たとのことで、且横見村に近親がいないと申し出ているので、近親の永松(長松の兄)を村役人に召し連れさせて指遣わすこととなった。	三四～三八頁(後藤家文書2-1、46-2)
後藤家事例22	天保6(1835)年5月8日	紀州郡神尾川村	忠兵衛(30歳余り)	なし	○	「四国為順拜」「四国執行として」	「着類紺綿毛綿入同拾着仕、札挟壹ツ、三衣袋壹ツ、墨貯壹本、杖笠所持仕居申候」	延命村(18日)	4月20日、延命村まで来たところ、地盤(以前から)瘡毒と見え、歩行が調い難いというので小屋懸し、医師や服薬を用い、養生をしたが、追々病症が重くなり、5月8日に病死した。瘡毒であり所々吹き出し膿汁が流れていたが、疑わしい点もなく、病死に違いない。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	三八～三九頁(後藤家文書2-46-3)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例23	天保6(1835)年7月13日	摂州大坂町形	徳兵衛(35、36歳)	なし	○	「諸国大社為順拝」	「着類薄浅黄単物着、仕、紺毛綿帯、柳筒り、面桶、銭七拾文、毛綿煙草入、煙管、杖、笠所持仕居申候」	早測村(17日)	6月27日、早測村まで来て往還筋に臥し込んでいた旨を最寄の百姓が申し出てきた。早測村の庄屋などが見たところ、病気が起こり、難渋の体に見えたので、小屋懸し医師・服薬・給物など心をつけて養生を加えたが、7月13日5つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	三九～頁(後藤家文書2-46-4)
後藤家事例24	天保6(1835)年8月29日	予州和氣郡松山領山越村	幸助(50歳ばかり)	なし	○	「四国辺路執行として」「四国執行として」	「着類縞単物着、古襦袢、細帯一筋所持仕居申候得共、丸裸し、余札挟、三衣袋、柳筒り、茶碗三つ、杖、笠所持仕居申候」	南岩延村三昧藪蔭(1日)	夜前に南岩延村三昧藪蔭で病死していたので、見たところ、熱病に見え、丸裸になり死亡していた。疵はない。死骸は寺院の導師を請け、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	四一～頁(後藤家文書2-46-6)
後藤家事例25	天保7(1836)年5月9日	防州津和野村	徳明(道心、60歳ばかり)	なし	○	「四国順拝として」「四国執行として」「四国修業として」	「着類縞単物着、毛綿真田帯、風鈴、茶碗三つ、杖、半てん、笠所持、古継切々風呂布二包、所持仕居申候」	南岩延村北往来筋(8日)	5月2日、南岩延村北往来筋まで来て、病気が起こり、歩行が出来たというので、伏せ込んでいた。早速小屋懸けし、医師に見せ服薬等を用い、養生したが、追々病気が募り、5月9日の朝に死亡した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師を請け、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	四二～頁(後藤家文書5-133)
後藤家事例26	天保7(1836)年12月1日	奥州白川郡塙野村	初太郎(百姓、21歳)	なし	○(ただし船上手は所持していない)	「諸国神代社為順拝」	「着類堅縞破股引着用仕、往來一札並二寺請往來所持仕外二箱、右之内二納経巻、三衣袋二札挟、銭七十文、讃国金毘羅札守、伊勢御払、麦壹合七八分紙袋二人、其余杖笠所持仕居申候」	矢野村国分寺(1日)	11月晦日、夜半ごろ、矢野村番非人の庄助が「打廻り」していたところ、初太郎が国分寺境内で病死の体で伏せ込んでいた旨を申し出てきた。国分寺で早速見たところ、もはや医療の手懸りもなく、死亡していたので、寺中の者が番をした。死骸は国分寺の導師を請け、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	四三～頁(後藤家文書5-50)
後藤家事例27	天保7(1836)年12月7日	但馬国多摩郡稲葉村	磯次郎(40歳ばかり)	なし	○	「諸国大社為参詣」「諸国大社為拜礼」	「浅黄綿入着、仕、柳筒り、小風呂布包、三布袋二麦三合程入、其余杖笠所持仕居申候」	延命村(3日)	12月5日延命村まで来て、病気が起こり、医師服薬等を用い、養生したが、7日、病死した。死骸は寺院の導師を請け、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	四四～頁(後藤家文書2-55)
後藤家事例28	天保7(1836)年12月26日	但馬国多摩郡伊府村	源吉(40歳ばかり)	倅馬蔵、娘なか	○	「四国巡拝として」	記述なし	延命村(2日)	12月25日延命村まで来たところ、病気が起こり、医師「相配」、養生を加えたが、終に26日病死した。倅馬蔵、娘なかは幼年で先々の順拝は調い難く、村方において心をつけ、労わった。馬蔵となかの親類の者のうち、迎えに来るか、「遠境罷越」すのが調い難いならば、便船で大坂表まで送り、そちらで引き渡すか、この書状が「行着之上」、早々おしらせしてほしいと、延命村庄屋源蔵は、但馬国多摩郡伊府村へ書状を書いた(史料は天保8年2月に延命村庄屋から但馬国多摩郡伊府村役人への書状の控えと思われる)	四七頁(後藤家文書2-43-1)

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例29	天保8(1837)年2月15日	往来手形を持っていないので生国からない	尼(60歳ばかり)	なし	×	不明(「四国辺路」や「四国順拝」で来たという文言はない)	「織色着細帯ヲメ、数珠式連所持仕迄二而、外に持之品無御座候」	南岩延村南筋川来筋端(4日)	2月12日、南岩延村南往來筋川原端まで来て、病気が起こり、伏せ込んだので、小屋懸し、養生を加え、委曲尋ねたが、言舌も分からず、どの者かも分からず、追々病気が募り、終に15日の晩に病死した。死骸は仮埋にし番人をつけておくように組頭庄屋の後藤善助は申し付けた。	四五～四七頁(後藤家文書5-178-3)
後藤家事例30	天保8(1837)年3月5日	豫州宇麻郡上山村(往来手形は所持していないが、国所記ある納帳を持っていた)	清学(50歳ばかり)	なし	×	「四国修業として」	「惣髪ニ而修験体ニ相見不申、縞給基盤縞浅黄島単物着、引すき着メ、雲斎股引ニ仕、大張箆ニ細入、中ニ小張箆八枚、めんつうツ、紺縞給壹ツ、風呂敷二包、外七守七枚、茶碗ツ、納経冊、杖ツ、所持仕居申候」	延命村(1日)	3月5日の朝、延命村まで来たところ、「病氣之体ニ相見候ニ付」、医師服薬等を用い、養生を加えたが、養生に叶わず、夕方病死した。往来手形は所持していないが、乞食体には見えないので死骸は先ず仮埋めするよう、組頭庄屋の後藤善助は申し付けた。	四九～五十五頁(後藤家文書5-178-1)
後藤家事例31	天保8(1837)年3月7日	伯会郡印部村	平蔵(35歳ばかり)	なし	○	「諸国神為社仏閣為拝礼」	「人相着類余所ニ持之別紙注進書と相記有之通」などの注進書がないので、所持品などはわからない。	矢野村音境寺往來脇(1日)	3月7日9つ時頃に病死した旨を百姓が申し出た。死骸は往来手形の旨にまかせて寺院の導師を請けて最寄三昧へ土葬に取埋よう、また有組頭庄屋の後藤善助が申し付けた。また所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	五〇～五五頁(後藤家文書5-178-2)
後藤家事例32	天保8(1837)年3月16日	作州久米北条郡和畝村	喜三右衛門(年齢に関する記述なし)	妻とめ、娘たか、子辰平(勝手に出た) (勝手に出すよう申しつけた)	○	「四国順拝として」「四国執行として」	記述なし	早測村万弥のところ(?)日)	(いつ来村したのかは分からない。空欄になっている)早測村まで来て、万弥のところで止宿していた。その夜から喜三右衛門は病気が起こり、執行が調い難いということで、万弥のところに逗留した。万弥は村役人へ申し出、医師・服薬等心をつけ、手当てするよう仰せ付けられ、養生をしたところ、追々病気が募り、終に3月16日朝に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって最寄三昧へ土葬に取埋よう、組頭庄屋後藤善助は早測村の村役人へ申し付けた。	五一～五二頁(後藤家文書5-178-4)
後藤家事例33	天保8(1837)年4月1日	備前浅柳郡柳井原村	道心行四(29歳)	弟 徳之丞(8歳) (国元に母と祖母がおり、兄が死亡したので国元へ帰りたい旨を申し出た。無事に帰ったかどうかは不明)	○	「諸国神為社仏閣為拝礼」	「紺縞綿入着細帯メ、紺衣壹ツ、三衣袋壹ツ、柳箇之中入、めんつうツ、茶碗壹ツ、杖笠所持仕居申候」	府中村(5日)	3月27日、府中村まで来て、兵左衛門門先で行円が病気が起こり、歩行が調い難い旨を申し出てきた。早速小屋懸し、服薬等を用い、養生を加えたが、4月1日暮過ぎに病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師を請け、最寄の三昧へ土葬に取り隠し、有姿を木札に記して建て置くよう、組頭庄屋後藤が申し付けた。徳之丞については労り、村方で養育するよう、組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	五二～五四頁(後藤家文書5-49)
後藤家事例34	天保8(1837)年4月7日	播磨三木郡三木村	武右衛門三郎(22歳くらい)	なし	○(揚り切手・切手は所持していない)	「四国執行として」「四国順拝として」	「紺縞縞破給着仕、三衣袋壹ツ、柳箇り壹ツ、負台ツ、札挟壹ツ、納経壹ツ、椀壹ツ、杖笠所持仕居申候」	早測村(6日)	4月2日に早測村まで来て、病気の体に見え、堤端に伏せ込んでいた。小屋懸し、服薬等を用い、養生を加えたが、終に4月7日朝に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師を請け、最寄三昧へ土葬に取埋し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	五四～五五頁(後藤家文書5-50)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例35	天保8(1837)年4月21日	雲州飯真郡野村	万兵衛(65歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」	「着類紺綿袴着、細帯ヲメ、物簍リ、負台、納経老冊、三衣袋、飯簍、栗俵、杖笠所持仕居申候」	延命村(5日)	17日、延命村まで来て、赤井谷筋道端で熱病が起こり、臥し込んでいたので、医師服薬等を用い、養生を加えたが、終に21日朝、病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師を請け、最寄三昧土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	五五～五六頁(後藤家文書5-62)
後藤家事例36	天保8(1837)年6月24日	大坂本町船場三丁目	泉屋覚兵衛・高松院弟子になり、正明と改名した(30歳ばかり)	なし	×	「四国執行として」	「着類紺織包単物、真田細帯、白毛綿襦半着仕居申、其余所持之品無御座候」	府中村(3日)	22日、府中村氏神社地へ来て、病気が起こった旨で臥し込んだ。早速府中村の村役人が来て、名所を糺したところ、泉屋覚兵衛の倅で、高松行徳院弟子になり、正明と改名したことを申し出た。小屋懸し、湯水給物等心をつけ、養生を加えたが、24日、病死した。往来手形、所持品とも盗みとられたとのことだが、その申し出に相違ないように見えたので、死骸は寺院の導師を請け、最寄三昧土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	五六頁(後藤家文書5-61)
後藤家事例37	天保8(1837)年6月26日	泉州泉郡坪井村	新兵衛娘く(9つ)	新兵衛妻やす、倅楠太郎	○	「四国順拝」「四国執行として」	所持品に関する記述なし	矢野村(2日)	やすによると、やす、楠太郎、くには出願につき、四国順拝にきた。11番藤井寺からくにと弟の楠太郎両人が、時疫で苦しみ、漸く6月25日朝、矢野村まで来て、急に熱気はげしくなり、歩行が調い難く困っていたところ、矢野村で小屋懸をし、服薬を食事など心をつけて養生を加えた。楠太郎は少しずつ快気に向かった。きたが、くには26日暮方に大熱で病死した。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	五七～五八頁(後藤家文書5-57)
後藤家事例38	天保8(1837)年8月26日	不明	不明(45、46歳くらい)	なし	×	不明(「四国辺路」や「四国順拝」で来たという文言はない)	「着類綿袴破単物、着仕、其余何所持之品無御座候」	早瀬村堤野神近所(1日)	早瀬村堤野神近所で病死している旨早瀬村役人へ申し出があったので、見たところ、病死に違いないと判断し、組頭庄屋後藤善助へ申し出た。往来手形やその他所持品もないので、どこの者かも分からず、先ず仮埋めにして、番人をつけておくよう、組頭庄屋後藤善助が早瀬村庄屋へ命じた。	五八頁(後藤家文書5-56)
後藤家事例39	天保8(1837)年9月1日	石州銀山御領邑知郡河渡村	勝蔵(50歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」	「着類紺綿古単物、着仕、三衣袋、中古椀入、其余杖笠所持仕候迄二而、外ニ所持之品無御座候」	延命村(2日)	8月30日に延命村の赤井谷溜池脇まで来て、「地病」が起こった趣であったので、段々養生を加えたが、9月1日朝に病死した。死骸は往来手形の旨に任せて、寺院の導師をもって、最寄三昧土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。	五八～五九頁(後藤家文書5-55)
後藤家事例40	天保8(1837)年10月3日	不明	不明(22、23歳くらい)	なし	×	不明(「四国辺路」や「四国順拝」で来たという文言はない)	「紺綿袴、紺茶、穴替単物、古細帯着仕居申候」	延命村(12日)	9月20日、延命村の番非人熊助の小屋まで来て、厳しく発熱しており、歩行が調い難いというので、色々養生を加えていたところ、疱瘡になり、段々(いろいろ)手当てしたけれども殊の外重くなり、生所・名面等を尋ねたところ、南方の者である由を申し出てきたが、どこの者かも分からず、終に10月2日に熊助の小屋近くで病死した。どこの者か分からないので、死骸は先ず仮埋めにするよう、組頭庄屋後藤善助は延命村役人へ申し付けた。	五九～五六頁(後藤家文書5-53)

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例41	天保8(1837)年10月8日	土州幡多郡国見村	伝右衛門(44、45歳くらい)	倅泰次(8歳。まず早測村で預り、労わった。その後の動向は分からない)	○	「四国執行として」	「紋付ちくさ古着二面、さなだ帯、尤形付左尻すけ着用二面病死いたし候」…「一、古嶋古単物二枚、形付古帯着用いたし候、天保八年酉六月と書付候札はさみ、しゆすゑれん一、破柳こりゑ内服こり二ツ、同小キ塩つばゑツ、同道たはこ入二ツ、きせゑ本一、さゑん衣袋ゑツ、尤形付古物内二古き袋数二ツ程」	早測村(2日)	7日8つ時頃に早測村まで来て、往來端に臥し込んでいる旨を村内の者から申し出てきた。早速来て、見てみたところ、病氣体に見え、服薬など用い、養生を加えたが、終に8日の朝病死した。死骸は往來手形の旨に任せて寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また、幼年の泰次は先ず村方で預り、労わるよう、組頭庄屋後藤善助は早測村へ申し付けた。	六〇～頁(後藤家文書5-52)
後藤家事例42	天保8(1837)年10月24日	丹波氷上郡葛原村	佐五右衛門(44、45歳ばかり)	幼女さと(8才)と親が死した国たので早測村へ帰った(元々申し出た)	○	「四国執行として」	「着類縞古裕着仕、破股引着仕居申候、皮籠ゑツ、札挟ゑツ、杖笠、其餘所持之品無御座候」	延命村(2日)	23日延命村まで来て、持病が起こった趣で段々養生を加え、服薬など用いたが、24日朝に病死した。死骸は往來手形の旨に任せて寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。なおまた、幼女さとは先ず村方で預り、労わるよう、組頭庄屋後藤善助は延命村へ申し付けた。	六二頁(後藤家文書5-51)
後藤家事例43	天保8(1837)年11月5日	松平河内守様御預所備中川上郡平井村	広蔵(54、55歳くらい)	なし	○	「四国執行として」	「着類縞古裕、同古単物着仕、札挟、三衣袋ゑツ、中ニ茶碗ゑツ入、其餘重箱ゑツ、木杓ゑツ、煙草入ゑツ、負台、張皮箇ゑツ所持仕居申候」	早測村(1日)	11月5日の朝早測村堤腹で行き倒れている旨を申し出てきたので、早測村庄屋が来て見たところ、死去していた。疵がないので病死に違いないとのこと。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤善助が申し付けた。	六三～頁(後藤家文書5-59)
後藤家事例44	天保8(1837)年11月24日	丹後中郡荒山村	徳右衛門(56歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」	「着類縞綿綿入ゑツ、同単物着仕、小倉帯メ、其ゑ余雑物、札挟ゑツ、杖本、菅笠ゑツ蓋、三衣袋ゑツ所持仕居申候」	府中村(1日)	11月24日の朝府中村まで来て、病氣が起こり、歩行が調い難い旨を申し出てきたので、早速小屋懸し、養生を加えたが、間もなく7つ時に病死した。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤助が申し付けた。	六四頁(後藤家文書5-60)
後藤家事例45	天保9(1838)年2月13日	但馬七郡宿村	伊兵衛妻(44、45歳ばかり)	倅半蔵	○	「四国執行として」	「右伊兵衛妻癩病相煩面部相崩、…着類縞古綿入古縞帯着仕、上ニ縞綴裕三衣袋、数珠ゑ連所持仕居申候」	早測村(1日)	早測村往還筋へ来て、病氣の体で倒れ込んでいる旨を13日の朝村内の者が申し出てきた。早速早測村の庄屋等が来て見てみたところ、急病と見え、最早死去していた。尤も、「地盤癩病相煩居申者」でいた。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。幼男半蔵は先ず村方で預り、労わるよう、組頭庄屋後藤庄助は早測村へ申し付けた。	六五頁(後藤家文書5-48-18)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例46	天保9(1838)年3月6日	河州志紀郡木本村	善右衛門(55歳くらい)	妻とよ、娘吉	○	「神社仏閣拝礼として」	「着類紺綿袴、紺茶筋入綿てんちうヲ着、帯壹ツ、柳箇之中へ納メ、種物品々仕置御座候、其余三衣袋、茶碗、杖笠所持仕居申候」	延命村(6日)	善右衛門は倅の浅吉のみ連れて、3月1日延命村まで来た。善右衛門は熱病が起り、難渋の体に見えたので、養生を加え、委曲尋ねた。妻を連れて4人連れて来たところ、南方で夫娘(別の史料には夫婦とめを連れて分かれた。善右衛門は浅吉のみ連れてきた旨を申し出てきたが、医療・服薬等用い、手当をしたが、終に養生に叶わず、6日の旨に任味せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また、幼男浅吉は先ず村方で預り、労わるよう、組頭庄屋後藤庄助は早瀬村へ申し付けた。	六七～頁藤家文書5-48-17)
後藤家事例47	天保9(1838)年3月14日	丹波桑池尻村	源兵衛(60歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」「四国修業として」	「着類毛綿立綿袴壹ツ、同襦袢壹ツ、綿半てん綿入壹ツ、菅笠壹盞、杖壹本、外之雜物負台壹ツ、柳箇り壹ツ、内ニ財布壹ツ、尤此内ニ銀式朱壹ツ、壹朱銀六ツ、錢三百五十四文、錢八文、丹三衣袋壹ツ、碗壹ツ、札挟壹ツ、浄土数珠壹連、煙草壹枚袋、米麦三合程麦之粉式袋、毛綿切□□同常壹筋、扇子壹本、瓢筆壹ツ、墨貯式玉、紙壹帖、荷風羽、式杖、はつち式ツ、わらし懸□□、四国道中帳壹冊、納経壹冊所持仕居御座候」	府中村次門前(2日)	13日7つ時、府中村喜代次門前で伏し込んでいる旨の申し出があった。早速村役人が病体を見に行ったところ、最早、言舌が旋らせずにいたけれど、重々尋ね、荷物を改めたところ、金子を少し所持していたので、存命のうちに村役人が預かり、小屋懸し養生を加えたが、終に14日の朝に病死した。死骸は往來手形の旨に任味せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また所持の金子で印石などの建遣わすよう、また、行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	六七～頁藤家文書5-13)
後藤家事例48	天保9(1838)年3月24日	阿波国西郡山分河又	指次郎(44、45歳くらい)	なし	○(文化年中の往來手形であった)	「神社仏閣拝礼として」	「着類毛綿紺袴壹ツ、同襦袢壹ツ、綿半てん綿入壹ツ、菅笠壹盞、杖壹本、外之雜物負台壹ツ、柳箇り壹ツ、内ニ銀式朱壹ツ、壹朱銀六ツ、錢三百五十四文、錢八文、丹三衣袋壹ツ、碗壹ツ、札挟壹ツ、浄土数珠壹連、煙草壹枚袋、米麦三合程麦之粉式袋、毛綿切□□同常壹筋、扇子壹本、瓢筆壹ツ、墨貯式玉、紙壹帖、荷風羽、式杖、はつち式ツ、わらし懸□□、四国道中帳壹冊、納経壹冊所持仕居御座候」	府中村氏神拝殿(2日)	23日夜府中村氏神拝殿で伏し込み、病気が起こったところへ番人共が盜賊方を打ち廻りに来て、見咎めたところ、九死一生と見え、言舌が分らないけれど、筵に入れ、往來へ昇き出し、まだ脈もあった。湯水等を遣わし、村役人へ申し出た。早速村役人が見に行ったところ、愈々九死一生の病体に見え、しかしながら少々脈体もあったので、小屋懸し、服薬など養生を加えたが24日暮の9つ時に病死した。寺請往來は所持していたが、文化年中の往來手形、殊に国内の者であるので、先ず仮埋めにし、番人をつけておくよう組頭庄屋後藤庄助が府中村役人に命じた。	六八～頁藤家文書5-16)
後藤家事例49	天保9(1838)年4月1日	但馬国養父郡三谷村	龜次郎(15歳くらい)	なし	○	「四国執行として」	「着類紺綿袴、紺茶筋入綿てんちうヲ着、帯壹ツ、柳箇之中へ納メ、種物品々仕置御座候、其余三衣袋、茶碗、杖笠所持仕居申候」	府中村(7日)	3月24日、府中村まで来て、往來端に伏し込んでいた。心願があったので「四国順拝」に来ていたという。病気が起り、困っている旨を申し出てきたので早速小屋懸し、服薬や給物を心を付けて養生を加えたが、追々病気が募り、終に4月1日8つ時に病死した。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	七〇～頁藤家文書5-48-6)

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例50	天保9(1838)年3月30日	但馬二方郡海上村	当右衛門娘くま(24、25歳くらい)	なし	○ (船上手・国入切手は所持していない)	「四国執行として」	「茶縹単物着仕、つ、れ之古単物ヲ下ニ敷、其上ニ伏込、三衣袋、札挟所持仕、外ニ所持之品無御座候」	矢野村端観音寺村境(4日)	3月27日、矢野村端観音寺村境の「辺路往来之傍」で熱病を傾い、伏し込んでいた。「出作人観音寺村次郎左衛門方より申し出があったので、早速小屋懸し、食物医療など心をつけて養生を加えたが、3月30日昼時までは格別の悩みもなく見えたが、追々病気が募り、終に暮の7つ頃に病死した。往来手形のみで、船揚り切手と国入切手を所持していないが、四国遍路に違いないと見えたので(「往来手形而已ニ而、船上り切手・御国入切手等所持不仕候得とも、四国遍路ニ相違無御座相見候ニ付」)死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	七二頁(後藤家文書5-48-15)
後藤家事例51	天保9(1838)年4月7日	豫州宇和島長月村	覚蔵(70歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」	「紺花色堅綿綿入浅黄襦伴着仕、柳筒り沓ツ、紺風呂布ニ包細二入、中沓ツ、綿打違沓ツ、納経沓冊、宇和島銀札沓匁五分所持仕居申候」	延命村竹次郎方(3日)	竹次郎と市之助倅鳳吉、卯蔵、三人同道で四国順拝に来ていたところ、覚蔵は逆に執行をしていた者で、途中で書状を頼まれ、4月5日に書状を持参し、市之助のところへ来て、その夜竹次郎のところで一宿させたところ、持病が起った趣であったので、医師や服薬等用いて養生を加えたが、追々病気が募り終に7日の昼9つ時に病死した。	七三頁(後藤家文書5-48-11)
後藤家事例52	天保9(1838)年4月25日	芸州豊宮原村	わさ倅関松(3つ)	わさ(30歳ばかり、関4月1日に病死)	○	「四国為修業」「四国執行として」	わさの着類、所持品…「着類毛綿細浅黄綿給着毛綿帯メ、尤毛綿半てん式ツ、同浅黄染沓ツ、負台沓ツ、腕式ツ所持仕居申候」	府中村(関松は19日、わさは23日)	4月7日に府中村まで来たが、病気が起り、先々歩行が調い難いので生国へ帰りたい旨を村役人まで申出てきた。国境の大坂口まで送ったところ、「根本」豫州船上りの者なので、讃州表では受け取らず、府中村まで送戻ってきた。このことを窺って申し上げ、兩人とも労わりつていたところ、倅の関松は「地盤痲症」で「相勝レ不申処」、養生に叶わず、25日の9つ時に病死した。死骸は寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。母のわさも「地盤熱病」で「相勝不申」、送戻のことで彼は心配の上、倅の関松が病死し、病気が并発し熱気が募り、色々養生をしたが関4月1日に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。また所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	七三頁(後藤家文書5-48-7-①、③)、七五頁(後藤家文書5-48-12)
後藤家事例53	天保9(1838)年4月25日	山城国京都	栄次郎(34、35歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」	「…途中ニ而剃候哉剃髪仕居申候、着類古単物着、綿帯メ、柳筒り沓ツ、内ニ納経沓冊、古衣沓ツ、札挟沓ツ、負台沓ツ所持仕居申候」	府中村(2日)	24日の夜、氏神拝殿で伏し込み、病気体に見えたので25日の朝往来端に連れ出し、彼は労わったが病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	七四頁(後藤家文書5-48-7②)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例54	天保9(1838)年閏4月1日	不明	道心(40歳ばかり)	なし	×	来村理由に関する記述はないが、「四国辺路」とある	「縦織藍備中色之地ニ水色横織綿着仕、竹筒り壱ツ所持仕、其余所持之品無御座候」	矢野村(ひと月半くらい)	3月中旬から矢野村へ来た。路傍に伏し込んでいたので尋ねたところ、「ちうふう」(中風力)で歩行が調い難くなり、そのうえ病気で難渋であるという趣を申し出てきたので、小屋懸し、医療や飲食など心を付けて養生をしたが閏4月1日の暮6つ時に病死した。豊前の者であると言いつ、往来手形は病中に盗まれて所持していないと申し出てきた。船上り切手この者かも分からないので先ず仮埋めにし、番人をつけておくよう、組頭庄屋後藤庄助が矢野村の村役人へ申し付けた。	七六～七七頁(後藤家文書5-48-10)
後藤家事例55	天保9(1838)年5月22日	豫州大洲領風早郡大浦村	鶴三郎(22,23歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」	「形付単物物着仕居申候、大小柳筒り式ツ、めんつ壱ツ、納経壱冊、銭六匁、杖笠所持仕居申候」	延命村(4日)	19日、延命村まで来て、熱病の体で伏し込んでいたので、医師や服薬等を用い、養生を加えたが22日に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	七七～七八頁(後藤家文書5-48-14)
後藤家事例56	天保9(1838)年8月6日	淡州津名郡中之内村	植間(30歳ばかり)	なし	○	「四国執行として」	「茶浅黄綿入綿単物着仕、外ニこはん綿単物一ツ、浅黄風呂布壱ツ、負路札、並ニ扇子箱壱ツ、杖笠所持仕居申候」	矢野村(9日)	7月28日、矢野村端観音寺村境遍路往来端にて熱病に見え、平臥していた旨の申し出があった。医師や服薬等を用い養生を加えたが、8月7日の7つ時に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	七八～七九頁(後藤家文書5-48-8)
後藤家事例57	天保9(1838)年11月28日	讃州山善正村	武右衛門親ま(63歳)	武右衛門妻まさ、娘小町	○	「四国為修業」「四国辺路修業として」	「着類毛綿綿細帯ヲメ居申候」	府中村(4日)	まちは「地盤風邪」であった。25日によりやく府中村まで来て、病気が重くなり歩行が調い難く難渋していたところ、村役人中より小屋懸し、養生を加えたが、11月28日に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	七九～七八頁(後藤家文書5-48-9)
後藤家事例58	天保9(1838)年11月27日	但馬朝来郡西牧田村	重次郎倅好藏(3つ)	重次郎、妻いそ	○	「四国執行として」	特に記述なし	矢野村万次郎方(1日)	27日、矢野村まで来て、万次郎の所で一宿した。そこで好藏の熱病が起こり、万次郎は医師や服薬等を用い、養生を加えたが、27日の夜に病死した。死骸は母いその願い出の通り、往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	八〇～八一頁(後藤家文書5-48-19)
後藤家事例59	天保10(1839)年4月4日	濃州大野郡伊尾村	長吉(64歳)	倅芳兵衛	○	「四国執行として」	「着類毛綿綿細帯ヲメ居申候、下ニ同単物、同毛綿帯ヲメ、雑もの、札挟壱ツ、三衣袋壱ツ、数珠壱連、毛綿はつち、同脚半、菅笠壱ツ所持仕居申候」	府中村(2日)	3日に府中村まで来た。「地盤積気持」で「相勝不申」であり、服薬等を用い、色々養生を加えたが4日に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	八二～八三頁(後藤家文書5-106-3)

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例60	天保10(1839)年4月27日	丹州桑田郡小淵村	空兵衛(60歳ばかり)	なし	○	「四国為修業」	「着類毛綿綿破単物着、尤負台箱一ツ、破箇り沓ツ、三衣袋、札挟、杖笠所持仕居申候、其余所持之品無御座候」	延命村(3日)	25日に延命村まで来て、常楽寺門前において行き倒れ、死去していたという申し出があったので、延命村の村役人が見たところ、養生に叶いそうになく、死去していた。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	八二～頁 八三(後藤家文書5-106-2)
後藤家事例61	天保10(1839)年6月3日	豊前国小倉町	孫七娘知稲尼(35歳ばかり)	なし	○	「四国為修業」	「着類毛綿片付単物着、縞帯ヲメ、三珠衣袋、札挟、数珠沓ツ、納経沓、茶碗朱三ツ、杖笠、沓朱三ツ所持仕居申候、其余所持之品無御座候」	延命村常楽寺栗溜池(2日)	6月2日に延命村迄来て、常楽寺門前の溜池縁で病気が起こり、養生を加えたが、どうしたことが、3日村役人に見に行つたところ、最早養生に叶わず、死去していた。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	八三～頁 八四(後藤家文書5-106-1)
後藤家事例62	天保10(1839)年6月7日	「生国京都」	不明(72、73歳ばかり)	なし	×	来村理由に関する記述はないが、「辺路体」がある	「着類毛綿片付単物着、尤三衣袋、数珠沓ツ、杖笠、茶碗朱三ツ所持仕居申候、其余所持之品無御座候」	矢野村(6日)	6月2日に「辺路体」で矢野村の辺路道端で草臥れていたもので、尋ねたところ、「中暑(ママ)」で歩行が調い難いという。小屋懸し、服薬などをし、養生を加えるうち、生国は京都で七兵衛と申す者の由であったが、往来手形や其余所持の物がなかったで、どこかの者かも知れず、追々病気が募り、7日の8つ時に病死した。往来手形も所持しない「乞食体之者」であったので、死骸は早速「取捨」にするよう、組頭庄屋の後藤庄助は申し付けた。	八四～頁 八五(後藤家文書5-106-5)
後藤家事例63	天保10(1839)年11月25日	若州神野村	弥兵衛(50歳ばかり)	なし	×	来村理由に関する記述はないが、「辺路体」がある	「着類綴袷太枚着、尤三衣袋、杖笠、茶碗所持仕居申候、其余所持之品無御座候」	延命村(1日)	25日辺路往来端で行き倒れていたもので、延命村の村役人が来て見たところ、最早言舌も旋らず死去した。札挟にこの者の名所が記していたが、「往来」・「寺請」・「揚り切手」・「御国入切手」なども所持していないで、死骸は「乞食体之者」であったので死骸は番非人に申し付け、早速取捨てにするよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	八五～頁 八六(後藤家文書5-106-4)
後藤家事例64	天保11(1840)年4月17日	豫州宇摩郡小林村	和太庵末庵蓮浄(60歳ばかり)	なし	○	「四国為執行」	「着類毛綿紺色袷沓ツ、同浅黄細呂布沓ツ、同形付手拭沓筋、納経帳六冊、茶碗沓ツ、杖笠本、所持仕居申候」	矢野村(2日)	16日に矢野村の遍路道傍らに行き倒れ、水腫病と見え、病死している旨を17日の5つどきに番非人が申し出てきた。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤が申し付けた。	八六～頁 八七(後藤家文書2-44-1)
後藤家事例65	天保11(1840)年12月27日	防州吉敷郡山手村	百姓角右衛門倅与吉(40歳ばかり)	なし	○	「四国為執行」	「着類ほろ綿入笠着、骨柳沓ツ、杖所持仕居申候」	早瀬村北往来(1日)	27日の7つ半ごろに早瀬村北往来まで来て、行き倒れ、死去しているの申し出があり、早瀬村の庄屋や五人組が見に行つたところ、申出に間合いがなかった。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	八七～頁 八八(後藤家文書2-44-2)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例66	天保11(1840)年4月9日	石州中野郡和田村	米蔵(22歳ばかり)	なし	○	「四国為執行」	「着類毛綿紺縹縹浅単物沓ツ、毛綿浅黄色細帯ヲメ、三茶碗沓ツ、飯筒沓ツ、負台沓ツ、内二銭筒沓ツ、内二銭帳沓冊、菅笠沓ツ、札挟、杖所持仕居申候」	延命村(10日)	3月29日、延命村まで来て、腹痛になり、歩行が調い難いというので小屋懸し、医師や服薬等を用いたが、追々熱気が盛んになり、4月9日に病死した。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤が申し付けた。なお、藤井伊助(後藤家文書)2-43-2より)府中村庄屋)から後藤庄助への4月10日の文書には「地盤癩病之者」であるとのこと。「依而御渡被遊候御注進書并御切手共奉指上候」と記述あり。	八八～八九頁(後藤家文書2-44-3)
後藤家事例67	天保11(1840)年9月9日	周防大賀村	清次郎(20歳ばかり)	なし	○	「四国為執行」	「着類毛綿ほろ単物着、飯筒沓ツ、杖所持仕居申候」	延命村(2日)	8日に延命村まで来たが、持病が起り、医師や服薬等を用いたが、9日に病死した。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	九〇頁(後藤家文書2-44-4)
後藤家事例68	天保13(1842)年5月9日	不明	僧(26、27歳ばかり)	なし	×	来村理由に関する記述はないが、「四国辺路体」とある	「着類縹縹破単物着仕、飯筒一ツ、数珠沓連、納経沓冊、錢五十文斗所持、其余所持之品無御座候」	矢野村国分寺境内(2日)	8日の夜、5時半時に矢野村国分寺へ来て、通夜堂に一宿していたところ、9日の朝、外辺路・国分寺中の者が呼び起したが、答えがなく、よく見たら、病死していた。最早医療の手懸りもなく死亡した。往來手形・船上り切手・国入切手など所持していなく、どこの者かも分からないので仮埋めにし、番非人をつけるよう組頭庄屋後藤庄助は国分寺へ申し付けた。	九〇～九二頁(後藤家文書32-5)
後藤家事例69	天保15(1844)年12月2日	豫州高野村	文四郎(62、63歳ばかり)	なし	○(写しがある)	「四国順拝」「四国為執行」	「着類縹縹之古給着仕、三衣袋、札挟、杖笠所持仕居申候」	矢野村(3日)	11月30日に矢野村国分寺で通夜をし、12月1日に立出たところ、病気が起り、近所道傍に臥し込んだ。「地盤病氣」がある体に見え、小屋懸し、医師や服薬等を用いたが、夕方から俄に病気が募り、2日の7つ時に病死した。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもつて、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。また行き倒れ人の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤庄助が申し付けた。	九三～九五頁(後藤家文書2-43-10)
後藤家事例70	弘化3(1846)年10月26日	「紀伊言領御勢州飯高坂在大口村」	恵明(25、26歳)	なし	○	「諸国神社仏閣拝して注進書に包紙に「四国辺路病死御注進書」とある	「着類縹縹単物沓枚しばん沓重帯、三衣袋、札挟、飯筒沓ツ、茶碗沓ツ、札挟」	早瀬村(1日)	(注進書きのみが存在する)早瀬村端に行き倒れ、死去している旨を26日の朝番非人が申し出た。見たところ、「病死之体二相違無御座候」ということであった。	九三～九四頁(後藤家文書2-38-4)
後藤家事例71	弘化4(1847)年8月15日	肥後求磨村	忠太(30歳くらい)	なし	○	「四国辺路執行として」往來手形には「四国八拾八ヶ所巡拝」とある	「着類毛綿縹縹単物沓ツ、襦袢沓ツ、筒式沓ツ、札挟沓ツ、納経帳沓冊、杖、三衣袋沓ツ、所持仕居申候」	府中村(1日)	(注進書きのみが存在する)15日昼7つ時に番五郎地先まで来て、伏し込んでいたので、見たところ、死亡していた。	九四～九五頁(後藤家文書2-6-6)

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例72	嘉永4(1852)年3月27日	和州五津郡十郷谷瀬村	岩蔵(年齢不詳)	大次郎(5人とも)は親子で、予州で病死した。	○	「四国為修業」	記述なし	延命村(2日)	3月26日に延命村まで来たが、岩蔵は途中で持病が起り、養生をしたが27日に病死した。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。同行者の大次郎は幼年のため、先々の順拝は調い難く、延命村で終わった。	九五頁(後藤家文書2-43-5)
後藤家事例73	嘉永3(1851)年12月6日(翌年6月4日死亡?)	備後国深津村	長十妻かね(年齢不詳)	浅次、娘と	○	「四国為順拝」	記述なし	府中村(?日)	嘉永3年年の12月に備後国深津村を出発し(嘉永4年6月までの間に)府中村まで来たが、かねが病気になる、養生をしたが、病死した。浅次ととは府中村で養育していた。親の長十が迎えに来て、引き渡した(府中村と深津村の書状のやりとりが史料として残っている)	九五～九六頁(後藤家文書2-43-3、43-2)
後藤家事例74	安政7(1860)年3月5日	紀州高野山	和合院来善次(40歳ばかり)	なし	○	「四国為順拝」「四国為拝礼」	「着類紺茶縞袴、鼠紺綿入胴着、浅黄染襦袢着仕、筒ヲ紺風呂敷二包、札挟、数珠、納経一冊、三衣袋、茶碗壺ツ、杖笠、壺分銀一切、銭式拾文、和合院往來手形、讃州引田浦船揚切手所持仕候」	府中村(2日)	紀州高野山の和合院の往來手形を持って、2月に国元を出立し3月4日夜に府中村まで来た。病気が起り、伏し込んでいたので容体を尋ねたところ、「地盤少々病氣之上、俄熱氣相起り」、歩行が調い難いという旨を申し出てきたので、最寄の百姓である松次郎方へ引き取らせ、医師を手配し、服薬を用いて養生を加えたが病気が重くなり、5日の7つ時に病死した。往來手形に善次が病死した時は知らせるように書かれていたので、死骸は往來手形の旨に任せ、府中村の大坊導師をもって三昧へ土葬することを和合院の役人へ伝えるように取り計らった。高野山和合院と書状のやりとりをしている。	九七～一〇一頁(後藤家文書2-43-14)
後藤家事例75	文久元(1861)年4月24日	阿波国西郡桑田村	桑吉(77歳)	なし	記述なし	表題に「御救小屋入迎路」とある	「紺黄一穴替堅綿入着仕、腕、居申候」	御救小屋(場所不明)(11日)	桑吉は、「地盤困窮」の上、老年になり、稼ぎができにくく、仕方なく飢えを凌ぐために方々で袖乞をしていた。この度、無切手胡乱者を取り締まる為に出張をしている役人の見咎めに預かり、4月14日から「御小屋入」に仰せ付けられ、そうしているうちに5、7日以前から「時候当」と見え、熱気強く、腹瀉(下痢)になったので、色々厚く手当をするよう海部郡岐々浦わた倅喜右衛門と、勝浦郡宮井村熊蔵と、名東郡田宮村善作(3人は小屋内の者)が仰せ付けられたが、養生が叶わず4月24日昼過ぎに病死した。死骸は桑吉の親類へ引き渡した(芝原村組頭庄屋の福田篤三郎と富田浦組頭庄屋助役の富永吉郎次と、早瀬村組頭庄屋御用代の後藤麻之丞が死骸見分をした)。	一〇一～一〇三頁(後藤家文書2-43-9)
後藤家事例76	文久元(1861)年7月28日	小出伊勢守丹波郡桑田村	僧休心房(75、76歳くらい)	なし	○	「四国西国為順拝」	「着類紺の浅黄単物着仕、細帯ヲメ、負台箱二納経壺冊、三衣袋、札挟、数珠、飯入、二ツ、杖笠所持仕候」	延命村(2日)	丹波国桑田郡千ヶ畑村清雲院の往來手形を所持し、昨年(1860)年閏3月に国元を出立した。今年(1861年)の7月27日に延命村まで来て、途中で病気が起り、臥し込んでいたので、服薬などを用い、養生加えたが28日に病死した。死骸は往來手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう、また死亡した者の所持品も処理するよう組頭庄屋後藤麻之丞が申し付けた。	一〇三～一〇四頁(後藤家文書2-43-11)

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例77	文久元(1861)年8月23日	美濃国本須津村	岩吉(28歳)	親子五人連れだったが、予州で娘3人とも亡くなる。妻むめ(33才)とともに阿波へ	○	「四国順拝として」「四国為拝礼」	記述なし	矢野村国分寺(2日)	3月に国元を出立した時には家族5人連れでいたが、予州で娘3人共病死した。阿波国へは夫婦連れで佐野口で切手を頂戴し、8月22日に矢野村国分寺まで来て、一宿していた。岩吉が夜前から病気が起り、国分寺は色々手当をしてくれたが、8月23日の9つ時に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三昧へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤麻之丞が申し付けた。残ったむめは死骸を「相片付候得は」国元へ帰りたいとのことなので、往来手形に一人減ったことを付紙し、むめへ渡した。	一〇四〇 一五頁(後藤家文書2-43-6)
後藤家事例78	文久元(1861)年8月3日	阿波国板野郡	堂浦加子人藤四郎(年齢に関する記述なし)	妻しの、子熊太郎	○	「四国巡拝」「四国為順拝」	「着類古襦袢袴杖着仕籠在候」(所持品に関する記述なし)	矢野村国分寺(7日)	4人連れで5月に宿元を出発し、阿波北方を巡拝していた。ようやく7月27日に矢野村国分寺まで来て、藤四郎が国分寺の門前において病気が起こったので、村役人へ申し出た。村は色々手当をし、養生をしたが、8月3日に病死した(人別のある地の役人や親類へ連絡することにした)が、その間日数もかかるので死骸は先ず仮埋めにするよう組頭庄屋後藤麻之丞が矢野村の村役人へ申し付けた。なお、日数がかかったことを同行者のしのが説明している:「病身者二而順拝速取不申、存外日数相懸り…」	一〇五〇 一六頁(後藤家文書2-43-8)
後藤家事例79	明治2(1869)年5月7日	不明	不明(70歳ばかり)	なし	×	不明「袖乞体と相見、胡乱義間敷義旨申上候」とある	「着類黒紋付古衣、細帯、三ツ袋、納経式所持相果居申候」	南岩延村(4日)	5月4日に南岩延村往來筋で伏し込んでいたので、早速来て見たところ、中風(脳卒中)と見え、言舌も分からなかった。どこの者かも知れないけれど先ず湯水などを遣わし村方の役人へ申し出たところ、小屋ができた上、療養を加えたが、7日に病死した。「袖乞体二而、胡乱義間敷義」はないと判断された。	一〇七〇 一七頁(後藤家文書5-272)
後藤家事例80	明治2(1869)年11月晦日	藩御支配所轄郡高砂宮町	太平(44歳)	妻まさ(37歳)、兼松(11歳)、角蔵(7つ)、やて(3つ)	○	「四国順拝として」	記述なし	北岩延村(1日)	もともと太平は病身であり、心願があったので四国順拝をしていた。国元を出発したときは5人連れで讃州丸亀へ船揚りし、讃州の札所を納め、11月3日に阿波霊山寺(1番札所)へ拝礼し、「他国者入込候義御制禁之筋は一向相心得不申二付」、国内の霊場を順拝し、11月30日に北岩延村まで来たところ、太平は病気が起り、妻まさの手当てをし、北岩延村では給物などを与えて養生をしたが、追々病気が重くなり、30日の夜に病死した。死骸は先例の通り寺院導師をもって三昧へ土葬するよう、また、残りの者は取り究めの通り、最寄の境い目まで送り出すように早瀬村組頭庄屋後藤麻之丞と、北新居村組頭庄屋仁木純之助が申し付けた。	一〇九〇 一〇頁(後藤家文書5-221)
後藤家事例81	明治3(1870)年正月25日	紀州名草郡田村	留次郎(年齢に関する言なし)	なし	○	「四国順拝として」	「縞継々給半てんを着細帯をメ」	府中村往來筋(11日)	正月15日に府中村まで来て、病気が起り、往來端に臥し込んでいることを打廻番非人が申し出てきた。府中村の村役人は見に行き、病気に違いないと判断したので、色々手当をし養生をしたが25日8つ時に病死した(上の内容を「牧民処御役処」へ注進している史料のみ存在)	一一〇 一頁(後藤家文書7-232-7)

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
後藤家事例82	明治3(1871)年5月10日	播州但馬郡小田辺村	仁兵衛兄弟相之助(29歳)	なし	○	「神仏拝礼として」「四国遍路体之者」と牧民処述している	「所持之品役人共御注進書有之通」(注進書はない)	南岩延村往還(？日)	南岩延村往還で10日の8つ時に病死した。死骸は先例の通り葬り、また所持品も処理するよう組頭庄屋後藤麻之丞が申し付けた。	一一〇 ～一一 一頁(後藤家文書7-232-7)
後藤家事例83	明治3(1871)年6月1日	阿波国那賀郡江野村	島吉(年齢に言及なし)	なし	○	「四国為順拝」	記述なし	早測村(1日)	6月1日の夕方早測村の往還筋で臥し込んでいる者がいると村端の者が申し出てきたので、番非人の茂吉郎へ手当をするよう手配したところ、行き倒れで死絶しているように早測村の村役人は茂吉郎へ申し付けた。死骸は仮埋めにして、島吉の親類の者と連絡を取り、親類に者が引き取ることになった。	一一一 ～一一 二頁(後藤家文書7-232-1、7-232-3、7-232-4)
後藤家事例84	明治4(1871)年正月6日	防州大島郡池尻村	久次郎(2歳)	久次郎(途中で病死)、妻せき、娘わき	○	不明(往来手形は持っているが、来村理由は不明)	記述なし	中村百姓亀弥方(1日)	親子4人連れて10月に国元を立出し、12月上旬に阿波国へ入り、男久次郎は途中で病死し、残りの3人で中村へ来た。亀弥の屋敷で一宿し、きくが疱瘡になり、夜半に病死した。死骸は先例の通り最寄の三味へ土葬に取り埋めるよう、組頭庄屋の後藤麻之丞が申し付けた。	一一三 ～一一 四頁(後藤家文書7-232-5、7-232-8、7-232-6)

以下は、年代不明の史料

後藤家事例85	(年代不明「当申ノ四月」とあるが詳細は不明)9月11日	備前国高郡津村	又四郎(年齢に言及なし)	倅歌次(5歳くらい)	○	「四国順拝として」	「着類紺鼠井堅縞袴、脚半ヲ履、古筒風呂敷ニ包、納経一冊、札挟、杖笠、往来手形、讃州船上切手所持仕居申候」	一宮村(3日)	9月9日に一宮村まで来たが、又四郎が途中で病気が起こったので、小屋懸し、医師を手配し服薬を施し養生をしたが11日に病死した。死骸は往来手形の旨に任せ、寺院の導師をもって、最寄三味へ土葬に取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう組頭庄屋後藤が申し付けた。同行者の歌次は幼年のため、先々の順拝は調い難く、延命村で労わった。	一〇六 ～一〇 七頁(後藤家文書2-43-12)
後藤家事例86	?年?月?日	豫州大洲領北多田村	道心百姓清吉子心(28歳)	なし	○	「四国遍路執行として」	「毛綿浅帯袴、同小倉ヲメ、雜物札挟、負台、古筒、笠、菅笠、蓋杖、本所持仕候」	府中村(？日)	5日(何月か不明)に府中村まで来て、病気が起こり、歩行が困難だということで、心学手元が行き着いたところ、往来手形は道筋で盗み取られたと申し出てきた。小屋懸し、養生をしたが「今日」病死した(注進書のみ存在)	一一四 頁(後藤家文書5-271)

(典拠)「後藤家文書遍路関係史料」→町田哲・井馬学「後藤家文書遍路関係史料」(『四国遍路の研究Ⅱ』鳴門教育大「四国遍路八十八カ所の総合的研究」プロジェクト報告書その2、2005年3月)の翻刻史料集と、鳴門教育大学収蔵後藤家文書(鳴門教育大学附属図書館のホームページでデータベース化)。

別表Ⅱ 木内家文書に見られる行き倒れ人

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
木内家事例1	天明3(1783)年12月14日	大坂子場南勘四郎町	浅田屋曾助	—	○	「四国辺路執行」	—	竹瀬村	曾助は讃州丸亀に着舟し、日開谷口から入り込み、12月10日に竹瀬村まで来たが、歩行が調い難く、平臥した。長病人のため、四国順拝が調わないため、国元へ送る手配をする。	A
木内家事例2	天明5(1785)年11月9日	備中小田郡神之嶋	孝次郎	—	○	「四国辺路執行」	—	竹瀬村(10日)	8月8日に国元を出発し、阿波へ来たが、調わないので本国へ帰りたく思い、11月2日に竹瀬村へ来たところ、「病氣相疼」、歩行ができないと申し出てきた。竹瀬村の役人が立ち合い、医師に懸け、服薬手当等施したところ、少しよくなったが、歩行はできにくく、送り状発行願いをしてくれるよう、申し出た。11月11日に国元へ送り戻しを始めた。	A
木内家事例3	享和元(1801)年10月29日	本人によれば播州	不明(62、63歳くらい)	なし	×	「四国辺路執行」	「着類明黄破、単物着仕、外二所持之品一向無御座候」	竹瀬村(11日)	10月18、19日頃から竹瀬村へ来て、藪縁に伏していたので、尋ねたところ、「四国辺路執行」に来たという。中気(脳卒中カ)で歩行が調い難いと申すので、朝飯など指遣し、労わったが、29日4つ時に死亡した。生まれた所を尋ねたところ、播州と言ったが、「乱心之様二相見へ」、国所も分からなかった。往来手形も所持していなかった(そのことを「御注進申上候」とする史料のみ存在)。	A
木内家事例4	文化2(1805)年正月9日	福嶋町(徳島城下の町人町)	清兵衛	なし	×	髪結渡世	記述なし	竹瀬村	清兵衛は、福嶋町出生の由にて髪結渡世で竹瀬村や隣村を「打廻り」、その日暮らしをしていた。正月9日、竹瀬村の者が見たら清兵衛が行き倒れていた。息遣いが悪く見えたので、「聲懸候得共」、返答がなく、手足が冷たくなっており、介抱をしたが、追々絶命に見えた。	A「遍路病死の項目」
木内家事例5	文化5(1808)年9月28日	甲斐国留郡内領境村	八右衛門(37、38歳位)	なし	○	「四国順拝」「四国辺路」	記述なし	竹瀬村(3日)	9月26日、竹瀬村まで来た。病気でいたので最寄りの百姓が労り、食事等も遣わしたが、28日に病死した。癪病人に見えた。	A
木内家事例6	文化10(1813)年閏11月29日	阿州三好郡西宇村	太喜次(三好郡西宇村西字武之丞の家来北河惣七の倅)	なし	○	本人：「於四国竹瀬村役人：「四国辺路執行」	記述なし	竹瀬村(20日)	閏11月10日頃に竹瀬村に来た。痛足になり、小屋懸して労り、食事などを与えた。14日に在所へ送り戻しを願ってきたが、家来の者なので、主人から手配を仰せ付けられるまでの間、労わったが、「地盤瘡毒病人」と見え、そのうえ痰飲が起り、29日に病死した。死骸は最寄りの三昧へ先ず仮埋めにするよう住吉村組頭庄屋の山田五郎左衛門が竹瀬村の村役人へ申し付けた。	A B
木内家事例7	文化11(1814)年8月1日	淡州三原郡上居村	丈作(百姓)	なし	○	稼ぎ	記述なし	竹瀬村(2日)	7月30日、成瀬村で稼ぎをしていたところ、竹瀬村金作のところで逗留した。8月1日、中風が起り、療治したが、死亡した。岡崎村の惣作という者は従弟であるが、(死骸を)最寄三昧へ取埋めてくれるよう惣作が申し出た(史料は、惣作の申し出通り、最寄三昧へ取埋めてよいか、郡代手代へ下知をもらうよう願出をしている)	A「異死人の項目」

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
木内家事例8	寅(文政元(1818)年)カ6月8日	豫州松山久米村	利作(30歳ばかり)	なし	○	「四国辺路執行として」	記述なし	檜村(1日)	成瀬村の渡し場まで来て、水を浴びていたら、深いところに落ち、成瀬村の泰右衛門などが渡船で進んだが、10間程下の檜村川筋で引き揚げ、労わり、灸治等を施したが、息絶え、「自ラ溺死ニ相違無御座候」と報告した。死骸は最寄りの三昧へ先ず仮埋めにするよう住吉村組頭庄屋の山田五郎左衛門と木内兵右衛門が檜村の村役人へ申し付けた。	B
木内家事例9	文政3(1820)年5月7日	讃州鵜足郡(往来手形は「難居申」、村名は分からない)	往来手形は「難居申」、名前は分からない	なし	「往来手形難居申」	「四国辺路」	記述なし	竹瀬村と川端村の村境(1日)	5月6日夕方、竹瀬村・川端村両村境で病氣軀で臥しこんだ。川端村からは人家が遠いので、竹瀬村の最寄りの者が見当たり、労わり、食事などを遣わした。翌7日朝、隣家百姓が見に行ったところ、荷物はそのまま置き、辺路がいなかったもので、尋ねたら、川端村川淵において溺死したとのことであった。	A
木内家事例10	文政5(1822)年9月26日	尾州中島郡一宮村	了道(僧)(27、28歳くらい)	なし	○	「諸国仏閣為順拝」	記述なし	成瀬村(25日)	了道は「地盤瘡毒病人」のように見え(背中・胸に瘡毒の跡がある)、諸国神社仏閣順拝として5月2日に成瀬村まで来たが、「痛足」になり、歩行が困難となった。それ以来25日程の間、村では食物や着類を遣わし、「木家懸」し、労わったが26日7つ時に病死した。死骸は取埋めにするよう死骸見分を行った木内兵右衛門(竹瀬村庄屋)は成瀬村の村役人へ申し付けた。	B
木内家事例11	文政6(1823)年9月15日	不明	不明	なし	×	明確な記述なし	「古毛綿薄色草物」を着ており、その余所持の雑物はなし。札挟は所持している。	東貞方村(8日)	往来寺請等を所持していなかったもので名前・出身地は分からない(札挟に讃州多度郡白方村と書き記してある)。9月8日夜に東貞方村へ来て、道縁に臥し込んでいたので、「木家懸」して労わった。「地盤瘡毒病人」(腰・足等に瘡毒の跡がある)で、そのうえ、下痢をしていた。6日程の間、食事などを施したが、14日から絶食し、15日朝6つ時に病死した。	B
木内家事例12	文政7(1824)年3月4日	播州飾東郡明田村	三郎太夫(30歳)	なし	○	「四国辺路為執行」	「着類毛綿殊嶋古綿入、同嶋袴継々仕居申候、骨骨折、一飯骨折壱所持仕居申候」	成瀬村善兵衛のところ(4日)	3月1日、成瀬村善兵衛のところまで「一宿仕せ候所」、病気で歩行が調い難いというので、養生をした。「根元瘡毒病人」(右の足に瘡毒の跡がある)でいたところ、麻疹(疹)が顕れ、歩行が調わないとのこと、食事などを与え、医師にかけ、服薬させたが、3月4日の朝、病死した。死骸は取埋めにするよう死骸見分役の木内兵右衛門は成瀬村の村役人へ申し付けた。	B
木内家事例13	文政7(1824)年9月3日	豫州浮穴郡安場村	乙次郎(35歳ばかり)	なし	○	「四国辺路為執行」	「着類古毛綿継々仕居申候、骨骨折、二麦五合程入、納経帳壱所持仕居申候」	住吉村(3日)	9月1日、住吉村往来縁で臥し込んでいたところ、最寄りの者が見当たり、養生を加えた。「地盤瘡毒病人」(足に瘡毒の跡がある)で、歩行がしにくい上、下痢もしていたので、小屋懸して労わり、食事など心をつけて養生したが、9月3日7つ半時に病死した。死骸は寺院導師をもって最寄りの三昧へ取埋め、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った木内兵右衛門(竹瀬村庄屋)が住吉村の村役人へ申し付けた。	B

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
木内家事例14	文政(明確な年月日は不明)	摂州大坂玉造	嘉兵衛	-	○	「四国辺路」	-	竹瀬村カ	9月18、19日頃に阿波へ来た。おととい、竹瀬村(カ)へ来て、佐々木次郎門前に野宿していたので、隣家の者から村役人に申し出、早速行き、切手など改めたところ、往来手形と讃州宇多津舟揚切手を所持しており、「御当所改印并日次等」所持していた。病牀には見えないが、痛足で歩行が困難のため、先ず小屋懸し、隣家の者が食事など施した(史料はこの内容を「御案内奉申上候」として終わる。倒れた場所に関しては、「当村」としか記述がないが、おそらく竹瀬村のことを指しているのだと思われる)	A
木内家事例15	文政10(1827)年正月5日	筑後国上妻郡北川内村	平左衛門(72歳)	同行者である倅の忠八は順拝をしたいと申し出た。往来手形に平左衛門が病死した旨を付紙して出立した。	○	「四国辺路為執行」	「着類浅黄綿入上二浅帯草物嶋毛綿帯仕居申候」	東中富村祐左衛門ところ(6日)	平左衛門、倅忠八の親子連れで12月晦日に祐左衛門のところで、逗留していたところ、1月4日昼時に持病の疝痛が起り、医師にかけ、服薬を施し、養生したが、老人のことゆえ、追々弱り、絶食し、5日の朝6つ時に平左衛門が病死した。死骸は取埋にするよう、死骸見分を行った木内兵右衛門(竹瀬村庄屋)が東中富村の村役人へ申し付けた。	B
木内家事例16	天保6(1835)年5月27日	京都新町花屋町	左助(30歳くらい)	なし	○	「四国辺路為執行」	「紺堅嶋裕着仕、手骨折沓ツ所持仕居申候」	本村の氏神王子権現社地(1日)	5月26日暮方に本村の兵蔵門前を通りすぎるところを兵蔵は見た。しかし氏神王子権現社地で臥し込み、病氣牀に見えたということを、5月27日朝、惣太郎娘らが通り懸るときに見たので、隣家の兵蔵へ申し聞かせたところ、早速兵蔵が来て、養生を加えたが、4つ時に絶命した。「地盤より病氣」であり、本村までようやく来たように見えた。死骸は寺院導師をもって葬るよう、死骸見分を行った木内兵右衛門が本村の村役人へ申し付けた。	B
木内家事例17	天保6(1835)年11月18日	「泉州堺之由」	不明(17歳の尼)	なし	×	「四国辺路為執行」	記述なし	竹瀬村(12日)	11月7日暮方に竹瀬村まで来て、臥し込んでいた。最寄の者が来て様子を尋ねたところ、病気で歩行が調い難いということで、よく見たら、癪病人に見えた。そのことを村役人まで申出て、すぐに村役人が来て国所や往来手形等を尋ねたら、泉州堺の者だと言う。往来手形は荷物に認めおいたところ、途中で荷物を残らず盗まれたので寒中身薄で困っていたという。小屋懸し、最寄の者が順番に給物等を与え労わったが、18日夜8つ時に死亡した。往来手形がないけれども、何れ無宿乞食牀の者にも見えなかったもので、死骸は寺院導師をもって最寄りの三昧へ土葬し、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った斎藤長之丞(本村組頭庄屋)が竹瀬村の村役人へ申し付けた。	A B
木内家事例18	天保8(1837)年2月25日	紀州牟婁郡奥熊野	安右衛門	なし	○	「四国辺路為執行」	記述なし	竹瀬村(3日)	2月23日暮方に竹瀬村の熊次郎門前迄来て、灰屋で臥し込み、熊次郎が食事等を遣わし労わったが、25日夜8つ時に病死した(史料は注進書きのみ)。	A
木内家事例19	天保8(1837)年8月17日	紀州那賀郡	吉左衛門子吉松	家族5人連れ	○	「四国辺路為執行」	記述なし	竹瀬村(1日)	死亡した吉松の父 吉左衛門は8月8日に奥野村で病死したので、妻子4人は8月16日夜前竹瀬村まで来て、野宿していたところ、吉松が17日朝5つ時に病死した(史料は注進書きのみ)。	A

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
木内家事例20	天保9(1838)年閏4月11日	但馬国養父郡九鹿村	和五郎	母かや(国元へ帰りたし、いよいよ出て、送るうちに病死した)	○	「四国辺路為執行」	記述なし	竹瀬村(母も16日)	4月28日に竹瀬村まで来て、地藏堂前に母子共臥し込み、「時疫と相見へ」たので、小屋懸し、医師にかけ、養生したが、和五郎が閏4月11日に病死した。母かやは、いままって歩行が調い難く、四国順拝は調い難いので国元へ帰りたい旨を願い出た。送戻の手配をし、閏4月15日に村継での送戻の手配が調ったが、追々病気が重くなり、閏4月15日の朝5つ時に母も死亡した。	A
木内家事例21	天保9(1838)年12月14日	紀州宝野郡下田原村(浦)	文平娘はつ(46歳)	なし	○	「四国西国為順拝」	「衣類紺堅嶋破差仕居申、所持之品無御座候」	矢上村(3日)	12月12日朝、矢上村まで来て、病氣で臥し込み、小屋懸をして医師にかけ、服薬や食べ物を与え、養生をしたが、追々病気が重くなり、14日の朝6つ時に病死した。死骸は寺院導師をもって最寄りの三昧へ葬り、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った木内兵右衛門(竹瀬村庄屋)が矢上村の村役人へ申し付けた。	B
木内家事例22	嘉永3(1850)年9月2日	土州安喜郡入川内村	為蔵(50歳ばかり)	なし	○	「四国辺路為執行」「四国辺路修業」「四国執行」	「着類紺堅嶋浅黄単物式枚着仕居中、所持之品浅黄襦袢ト□風呂敷二包、札はさみ負居申、其余所持之品無御座候」	竹瀬村(滞在日数は不明)	8月17日に「袖乞辺路舩」で竹瀬村まで来て、痛足で歩行が困難だったので養生し、快気した。19日に川端村新田の弥太次門前まできて、臥し込んでいた所、そこから弥五郎が手を引き、竹瀬村清五郎のところで送り出し、臥し込んでいたので、最寄の者へ申し付け、日々順番で食事等遣わし勞わり、養生していたところ、病死した(はっきりした日には分からない)。死骸は寺院導師をもって最寄りの三昧へ葬り、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った四宮勘五郎(東貞方村庄屋)が竹瀬村の村役人へ申し付けた。また、為蔵の所持品も処理するよう、四宮勘五郎が竹瀬村の村役人へ申し付けた。	A B
木内家事例23	嘉永4(1851)年3月17日	備中浅郡下尾村	重蔵(40歳ばかり)	妻いさ、娘おの、男子永之丞、遊5人連れ(その後は順旨の国元へ送りたし、いよいよ出て、送るうちに病死した)	○	「四国辺路為執行」「四国為順拝」	記述なし	竹瀬村(たかの2日)	3月12日、竹瀬村のたかのところで一宿を頼んだ。翌朝、出立の用意をしていたところ、重蔵が病気が起こった。卒中風(毛卒中)に見え無言になり、たかや、最寄の者が服薬などを用い、手ぬかりなく養生をしたが、3月13日(又は17日)に夜に病死した。死骸は寺院導師をもって最寄りの三昧へ葬り、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った斎藤長之丞(本村組頭庄屋)が竹瀬村の村役人へ申し付けた。	A
木内家事例24	亥(嘉永4カ)1851年9月18日	尾州愛日郡智村	利助妻はる	夫利助と夫婦連れ(夫の利助は、去るの死に、しばらく逗留していたが、9月18日に立出た)	○	「四国辺路為執行」	記述なし	竹瀬村(3日)	9月6日、竹瀬村嘉兵衛門門前まで来て臥し込み、尚又7日、三代太妻のところまで来て臥し込んでいた、隣家の者が食べ物等を遣わした、夫も介抱し、医師の治療を受けたが、8日5つ時に病死した。	A

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠
木内家事例25	安政3(1856)年11月11日	越中戸並郡大塚村	伊右衛門伴米助(40歳ばかり)	なし	○(国入切手は持っているように見えない)	「四国辺路為執行」	「着類古浅黄堅嶋単物式枚着仕居申、飯骨払、札挟之外所持之品無御座候」	竹瀬村(3日)	11月9日夜中に竹瀬村氏神馬場で臥し込み、10日早朝に鹿蔵が見当たり、最寄の者が来て様子を尋ねたところ、「地盤ヨリ病氣」でようやく来て、歩行が調い難くなったという。よく見たら瘡毒病人と見え、村役人まで申出て、食べ物など遣わし、小屋懸し、養生したが、11日暁からは言舌も分らず様になり、5つ時に死去した。死骸は寺院導師をもって最寄りの三昧へ葬り、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った木内兵右衛門(竹瀬村庄屋)が竹瀬村の五人組へ申し付けた。	A B
木内家事例26	万延元(1860)年4月	阿州板野郡川端村	市左衛門娘しげ、子多賀、つ為蔵妻、子吉の4人	—	○	「四国辺路執行」	—	那賀郡本庄村	四国遍路中につたとしげが病気が起こり、歩行ができなく困っているのので那賀郡本庄村へ送戻の願出をした。見たところ、「実之難治之体」に見え、医師服薬など用いた。国内の者であり、日数もかかるので届け出をしないで送り出した(送り戻しをしている最中の竹瀬村の通過記録となっている)	A
木内家事例27	明治4(1871)年3月12日	阿波国那賀郡朝生村の寺請け	藤太郎	なし	△(阿波国那賀郡朝生村の大聖寺請け状を持っていたが、大聖寺請け差したはないという)	「四国辺路」「四国執行」	「衣類破れ二而嶋目分り不申、那賀郡朝生村大聖寺寺請所持致候得共、添紙二而札はさみ文字分り不申、外二處持之品無御座、何れ出生之者とも相分り不申候」	東中富村(1日)	3月12日暮方、東中富村の犬伏九郎原が所持している家底に臥し込み、病氣跡に見えたことを最寄の百姓から村役人へ申し出た。早速村役人が来て見て藤太郎へ尋ねたが、答えず、医師にかけ服薬手当てをしているうち、夜10時に、急病で死亡した。藤太郎が所持していた寺請け状を持って阿井村へ懸け合ったところ、藤太郎は阿波の北方の出生の者で、先年金助と申す者の懇意になり、金助のところで住居していた。が、まもなく立ち去り、その後金助も死去し、只今絶家し、阿井村出身の者ではなく、大聖寺の寺請け状を所持していたが、藤太郎へ寺請けを出した覚えはないという。寺請けは「添紙」と見え、他に所持の品がなかった。死骸は寺院導師をもって最寄りの三昧へ葬り、有姿を木札に記して建て置くよう、見分を行った木内鹿之平(竹瀬村里長補)が東中富村の村役人へ申し付けた。	C
木内家事例28	文政6(1823)年9月15日	不明	不明	なし	×	明確な記述なし	「古毛綿薄色草物」を着ており、その余所持の雑物はない。札挟は所持している。	東貞方村(8日)	往来寺請等を所持していなかったもので名前・出身地は分からない(札挟に讃州多度郡白方村と書き記してある)。9月8日夜に東貞方村へ来て、道縁に臥し込んでいたので、「木家懸」して労わった。「地盤瘡毒病人」(腰・足等に瘡毒の跡がある)で、そのうえ、下痢をしていた。6日程の間、食事などを施したが、14日から絶食し、15日朝6つ時に病死した。	B

(典拠) 徳島県立文書館所蔵、木内家文書中にある以下の史料を使用して、年代順に並べた。文書番号キノウ00932002「諸控」(Aとする)、およびキノウ000807000「見分札書扣 四冊之内三」(Bとする)およびキノウ00803000「辺路死骸見分札控」(Cとする)。

(注) A:「諸控」には行き倒れ人関係史料20件の事例が確認される。 B:「見分札書扣 四冊之内三」(キノウ00807000) …文化5年～慶応2年までの異死人、怪我人、行き倒れ人に関して17件の記録がある。そのうち、5件が竹瀬村周辺村人の異死人や怪我人の記録で、残り12件が行き倒れ人の記録である。 C:「辺路死骸見分札控」は明治4年の2件の死亡人の記録がある。Aで記録のあるものの中にはBでも同一事例についての記録があるものがある。A B Cを合わせると、木内家文書では、行き倒れ遍路の事例数は全部で天明3年～明治4年までに28件確認された。

別表Ⅲ 秋本家文書に見られる行き倒れ人

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠史料
秋本家事例1	文政10(1827)年11月10日夜9時	紀州日高郡下富安村	瑞巖(38歳)	姉のちよ(早々出立したいと願っている)ので、往来手形に瑞巖が病死した旨の付紙をつけ、勝手次第に出立させる	○	「四国辺路執行」、「四国順拝」	特に記述なし(「不正の品所持不仕」)	和食村南川(不詳)	10月8日、和食村まで来て病気が起こり、歩行が「相調不申」、困っている旨を申ししてきたので、そのことを役人へ申し出、近所の者が小家懸し、医師に懸け、服薬を施し、養生をしたが、養生に叶わず、11月10日の夜に病死した。ちよによれば、瑞巖は「地盤発病」は風邪であったが、持病の瘰癧が重なり、「相疼」、瑞巖の姉ちよも添い、養生をしたが病死した。死骸は大龍寺の導師をもって最寄りの三昧へ取り隠すよう、死骸見分を行った秋本多三郎と森又左衛門が和食村の村役人へ申し付けた。	アキモ 02254000, 01491001～01491003
秋本家事例2	天保5(1834)年6月28日	予州温柳村	富右衛門(37歳)	倅の梅五郎(順拝を成らんと就帰りたいと、往来手形に死を申し、紙路銀を少し、等も指遣わせた)	○	「四国辺路」 「四国辺路執行」	「着類浅黄草柄、下帯に丸細帯仕居申候。杖、竹茶三碗、茶三衣袋、茶三ツ」	和食村(4日)	富右衛門と梅五郎、徳五郎は3人連れて四国遍路に来ていたが、二男の徳五郎は阿波国日和佐村で病死し、富右衛門と梅五郎は2人で順拝していた。6月25日に和食村まで来たが、和食村五人組の矢野清助の門前で倒臥、歩行が調いなく、難渋の跡に見え、養生をした。しかし早々快気の様子が見えないので、近家の者が小屋懸し、養生を加えたが叶わず、6月28日暁5時に病死した。地盤はれ病のように見え、虫病が起こり、積気もあったのか、「相疼ミ」、難渋に見えたので、服薬などを用い、重々養生を加えたが、病死した。死骸は寺院の導師をもって土葬に取隠す様、死骸見分を行った秋本多三郎と仁右衛門が和食村の村役人へ申し付けた。	アキモ 00862001～00862007
秋本家事例3	嘉永元(1848)年12月16日朝5時	長州厚狭郡有帆村	圭助(50歳ほど)	(同行者なし)	○	「四国辺路修行」	「着類古浅黄立嶋草物、并紺古拾ばん毛綿之細帯二而着仕居申候、尤下帯無之」持ち物・数珠、納経、札挟、杖、右すげ笠、白米、米、麦、粉、三衣袋、柳どり箱、御国宗喰御蕃處入切手、濱船上り手形、古浅黄呂敷、いさせる	小仁宇村(11日)	12月6日に小仁宇村へ来て、病気が起こり、倒れ臥していた。隣家の者が行き懸り、申し談じて、役人へ申し出た。小屋懸し、医師に懸け、服薬を施し、給物など心をつけていたが、次第に病気が重くなり、養生に叶わず、12月16日朝5時に病死した。死骸は「小仁宇村旦那寺大龍寺」の導師へ頼み、最寄りの三昧へ土葬し、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った殿谷為右衛門と柏木雅之進が小仁宇村の村役人(秋本和三郎)へ申し付けた。また、圭助の所持品も小仁宇村で取り計らうよう、見分を行った殿谷為右衛門と柏木雅之進が小仁宇村の村役人(秋本和三郎)へ申し付けた。	アキモ 00270000, 00271000, 00272000

近世後期における行き倒れ遍路と村の対応（西）

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠史料
秋本家事例4	戊辰(嘉永3年)1850年9月16日	備前中窪郡敷村	ひろ(29歳)	(同行者なし)	○	「四国辺路順拝」	「着類紺立島草柄、襦袢古殿中毛綿之細帯二而着仕居申候、尤下帯無之」 持ち物…納経一札、札さん衣袋壹ツ、茶碗壹ツ、荷籠壹ツ、菅杖一本、往来手形壹通、讃州丸亀舟場切手壹通、大坂口人切手壹通	和食村西在(15日+4日)	8月22日に和食村西在という所まで来たが病気が起こり、倒れ臥していたので隣家の者が役人へ申し出、小屋懸し、養生した。ひろは国元へ送戻を願い出たので、9月6日に村役人から役所へ願い出た。送戻手形をもらい、早々送り戻す筈が、ひろの病気が重くなり、厚く養生した。9月12日に村継で桑野村まで送ったが、和食村の送り状日付帳とも「悪布(あしき)候二付」、13日に和食村まで送り戻しになった。彼はしているうちに病気がさらに重くなり、近家の者が申し談じて役人へ申し出、医師に懸け、服薬など施し、給物など心をつけたが、次第に病気が重くなり、養生に叶わず、9月16日早朝に病死した。死骸は「和食村旦那寺大龍寺」の導師へ頼み、最寄りの三昧へ土葬し、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った秋本和三郎と柏木雅之進が和食村の村役人(殿谷為右衛門)へ申し付けた。また、ひろの所持品も和食村で取り計らうよう、見分を行った秋本和三郎と柏木雅之進が小仁宇村の村役人(秋本和三郎)へ申し付けた。	アキモ 00301000、00302000
秋本家事例5	亥(嘉永4年)1851年3月13日夜5時	豊後国早見郡敷村	源平	源平とあいの娘であるみき(順拝をしてから国元へ帰りたいと願っている)ので、往来手形に源平夫婦が病死した旨の付紙を出立させた)	○	「四国辺路執行」「四国順拝」	特に記述なし(「不正之品も所持不仕」)	百合谷村(26日)	源平は疝氣を持病としており、あいは積氣を持病としていたので四国順拝の心願があり、源平、あい、みきは親子3人連れて四国順拝していた。薬王寺まで札を納めた。2月18日に百合谷まで来て、2月18日にあいが病気になる、歩行が調い難いことを近家の者が申し出たので、百合谷の惣代は百合谷兼常朝生村の村役人へ上のことを申し出た。百合谷の惣代も出向き、小屋懸し、医師に懸け、服薬を用い、家廻りで手当をし、養生を加えたところ、2月21日に源平も病気になった。源平も同じように医師に懸け、養生を加え、手当をしているうち、源平は養生に叶わず、3月13日夜5時に病死した。源平が死亡したことを役人へ申し出、注進書きを認めている内、あいも養生に叶わず3月14日朝6時に病死した。死骸は大聖寺導師をもって最寄りの三昧へ取り隠すよう、死骸見分を行った秋本和三郎と殿谷勝之進が百合谷村兼常朝生村肝煎である谷蔵へ申し付けた。	アキモ 00278001～00278004(四点)
	亥(嘉永4年)1851年3月14日朝6時	豊後国早見郡敷村	あい		○	「四国辺路執行」「四国順拝」	特に記述なし(「不正之品も所持不仕」)	百合谷村(27日)		
秋本家事例6	嘉永5(1852)年9月12日	日向杵郡御料塩見村	くに	今朝市、ぎん、つる、とり(往来手形にくいが病死した旨の付紙を出立させた)	○	「四国順拝」「四国邊路修行」	特に記述なし(「不正之品も無之」)	和食村(16日)	くには今朝市、ぎん、つる、とりと5人連れて8月26日に和食村まで来た。くにが病気が起こり、癩病になり、歩行が調わないことを申し出てきた。くには病気なので小屋懸するよう、村役人から、仰せ付けられ、「村中罷出」、小屋懸し、医師に懸け、服薬用い、家廻りで手当ををし、養生し、介抱しているうち、くには終に養生に叶わず、9月12日早朝に病死した。死骸は「和食村旦那寺大龍寺」をもって、和食村の三昧へ取り隠すよう、死骸見分を行った秋本和三郎と勘田倍蔵が和食村の村役人へ申し付けた。	アキモ 02379000、01498001～01498004

記録史料と日本近世社会

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往来手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠史料
秋本家事例7	安政6(1859)年4月28日卯上刻	讃岐国高松郡大浦島	千代(50歳)	夫の源太郎(源太郎は痼病で先の順拝も出来がたいので、早々国元へ帰りたい旨申し出た)	○	「四国辺路修行」	「着類紺小はん嶋給」	和食村(2日)	千代と源太郎は4月27日八つ時に、和食村まで来て、千代は病気が重なり、歩行が調わない旨を申し出、和食村の役人も罷り出て小屋懸し、医師に懸け、服薬を用い、家廻りに手当てをし、養生をし、介抱したが、千代は養生に叶わず、4月28日卯上刻に病死した。源太郎によれば、千代は風邪で病気が重なった。死骸は「和食村旦那寺大龍寺」の導師をもって最寄りの三昧へ取り隠す様、死骸見分を行った秋本和三郎と柏木理右衛門が和食村の村役人へ申し付けた。	アキモ 00279000、 00280000、 00281001、 00281002
秋本家事例8	万延元(1860)5月7日申カ日	江州甲賀郡神山村	仁右衛門(39歳)	萬左衛門(倅)宇右衛門、妻ぬい	○	「四国辺路順拝」「四国順拝」	「着類紺立嶋草柄茶立嶋半天毛綿中色帯二而着仕居申候」所持品…納経、札衣袋、茶碗、荷笠、杖、往來手形、讃州丸亀船場切手、御国日開谷口切手	和食村時元傍示(5日)	5月3日に和食村時元傍示まで来て、病気になる、隣家の者から役人へ申し出、小屋懸し、医師に懸け、服薬等を用い、養生加えるうち、5月7日朝5つ時に病死した(なお、4月という表記と5月という表記があるが、ここでは、5月に統一した)。死骸は「和食村旦那寺大龍寺」の導師をもって、最寄りの三昧へ土葬に取隠し、有姿を木札に記して建て置くよう、死骸見分を行った秋本和三郎と柏木理右衛門が和食村の村役人へ申し付けた。また、りさの所持品も和食村で取り計らうよう、見分を行った秋本和三郎と柏木理右衛門が和食村の村役人へ申し付けた。	アキモ 02259000、 02260000、 02261000、 00209001、 00209002、 00214000、 00248000、 00664000、 00662000
秋本家事例9	文久元(1861)西年7月2日卯上刻	山城国愛宕郡新田村	次郎吉(39歳)	倅の三次郎(12歳)(幼少のため、先の順拝は出来がたいので国元まで送り戻す。国元の山城国愛宕郡高野河原新田庄屋とやりとりをして、75日滞在の後、9月15日に出発して大坂表まで送り届ける)	○(入切手は「相見へ不申候」)	「四国辺路修行」	特に記述なし	小仁宇次郎(次郎吉が病気で4日間(同行者滞期間:75日)行次滞期間:75日)	次郎吉は倅の三次郎を連れて6月29日に小仁宇村へ来たが、次郎吉が病気が起こり、近家の者が小屋懸し、養生を加えたが、追々病気が重なり、7月3日朝卯上刻に病死した。死骸は大龍寺の導師をもって、最寄りの三昧へ取埋めた。同行者である倅の三次郎は幼少のため、先の順拝は出来がたいので国元まで送り戻す。郡代や三次郎の国元の山城国愛宕郡高野河原新田庄屋とやりとりなどをして、75日滞在后、9月15日に出発して大坂表まで送り届ける手配を秋本和三郎は行った。	アキモ 00662000、 02353000、 01890000、 00283000、 02354000、 00282000、 00246000
秋本家事例10	文久2(1862)年3月6日7時もなく	備中国下道郡川邊村	喜代助	喜代助の母しけ(往來手形に付紙をし、勝手次第に出立させた)	○	「四国辺路」「四国邊路順拝」	特に記述なし(「不正之品等も無之」)	和食村蛭子社(1日)	3月6日7つ時、和食村蛭子社まで来たところ、喜代助は虫病が起こり、隣家の者が来て医師など手配をしたが、間もなく病死した。しけによると、日和佐の薬王寺(23番札所)まで札を納めて和食村まで来たとのことであった。死骸は大龍寺の導師をもって最寄りの三昧へ取り隠すよう、死骸見分を行った秋本和三郎と縫蔵が和食村の村役人へ申し付けた。	アキモ 00663000、 01526001、 01526002、 01526003
秋本家事例11	文久3(1863)年朔月4日9時	禁裏料御州郡山科大塚村	平井権左衛門(42歳)	倅の綱次郎(11歳)(幼少のため、先の順拝は出来がたいので帰国したい旨を申し出た。その後、無事に帰国したのかは不明)	○	「四国辺路執行」「四国順拝」	「着類紺無之草股中色帯二而着仕候」所持品…納経、札衣袋、茶碗、荷笠、杖、往來手形、讃州丸亀船場切手、御国日開谷口切手	阿瀬比村地藏堂(1日)	4月朔日朝5つ時、阿瀬比村地藏堂まで来たが、権左衛門は痼病が起こり、歩行が調わない旨を申し出たので、近家の者が出て服薬を用い、医師など手配しているうち、病気が重なり9つ時に病死した。死骸は大龍寺の導師をもって最寄りの三昧へ取り隠すよう、死骸見分を行った秋本和三郎と殿谷勝之進が阿瀬比村の村役人へ申し付けた。	アキモ 00284001～ 00284003、 02307000

(典拠) 徳島県立文書館寄託、秋本家文書 (典拠史料の欄に、文書館の整理番号アキモ+番号で記している)。

別表Ⅳ 阿部家（上浦村）・近藤家（坂東村）・『御大典記念阿波藩民政資料』（鴨島村）に見られる行き倒れ人

番号	死亡年月日	出身地	名前(年齢・性別など)	同行者(その後の動向)	往來手形の有無	来村理由	着類、所持の物	倒れた場所(その場所での滞留日数)	行き倒れてからの対応	典拠史料
阿部家事例1	丑(文)化2方 10月2日	播州美 郷郡吉 田村	武兵衛、妻		○	「四国為 順拜」	往來手形は持っているが、舟揚手形は所持していない(他に、所持品のことは記述なし)	上浦村(「去」 廿六日(明確な月日は不明)～2日)	9月26日、上浦村まで来たが、武兵衛が病気が起こり、歩行が調い難いので、送戻を願い出た。往來手形と船揚切手、行き倒れ人の願い書きを郡代まで提出し、郡代が送戻「手形」を指し遣わしたので、上浦村で日継帳を認め、行き倒れ人の願い書きと往來手形を添え、送り出す様、手配をするよう、郡代から申しつけがあった(史料は郡代から上浦村役人へ宛てたもの)	アヘケ 00032000
阿部家事例2	天保8 年5月 5日	作州真 嶋郡上 浦村	弥五郎妻 (年齢に 関する記 述なし)	弥五郎、弥 五郎娘	○	「四国辺 路」 弥五郎の 口上書に は「四国 順拜」	往來手形、舟揚切手は所持している(他に、所持品のことは記述なし)	上浦村 (3日)	5月3日に上浦村まで来たところ、弥五郎妻が発病し、弥五郎は付き添って介抱したが、5日に病死した。以下は弥五郎の口上書の記述：往來手形を差し出す様、弥五郎は言われた。「寺請往來」は所持しているが、舟揚国入切手は所持していないので、なぜ所持していないのか、弥五郎は問われた。弥五郎が答えるには、「地盤困窮人」の「私事」ゆえ、路銀等も所持していない。「舟揚」は請けられなかった。国入切手は番所のないところから入り込み、「勝手之義」は存じていなかった。入切手は取らなかった。弥五郎は付き添って介抱し、妻は病死に違いないので、何卒お慈悲で注進しないで「土葬ニ取置」くよう、上浦村役人から弥五郎へ仰せつけてくれればありがたい、と願い出た。	アヘケ 00023000、 アヘケ 00024000
近藤家事例1	丑11月 11日	播州宍 粟郡川 原田村	勘七女房 (40ばかり)	5つばかり の娘さよ (村で労り、 養育した)	○	「四国辺 路執行」 「四国辺 路修業」	「裸二破れ草柄老つ上二浅黄嶋草柄着仕古襦袢仕居申候」所持品…一、錢百文 櫛老つ髪附少し右三品紙袋二入一、はつたひ三合程 袋二入一、初五合程 一、大麦三合入程 一、同米式合程 一、同老つ入一、山芋 少一、ふばこ入一、老つ一、口俵 老つ一、杖 老本一、蓋 櫛 蓋	坂東村 弥四郎 地縁 (1日) (娘の 滞留日 数…少 なくも 2か月)	11日の朝、坂東村弥四郎地縁に行き倒れ、死亡していた。庄屋の申付により、坂東村の百姓は5つばかりの娘(さよ)を労り、養育した。申し談じて、亀蔵のところへ預け、養育することとなり、村中からも労わった。翌年の2月12日暮方、播州川原田村勘七が庄屋の孫左衛門の書状を所持し、坂東村へ来て、娘を連れて帰りたい旨を申し出た。	コント 201157、 コント 200771、 コント 201101、 コント 200354、 コント 201248、
川眞田家事例1(民政資料の事例)	未8月 24日	京都六 条花屋 町	近衛屋吉 兵衛(60 歳ほど)	なし	確認できない	「四国邊 路」	「着類毛綿つきつき古単物老つ毛綿つきつき古るひとへ帶着仕居申候」 「雑物茶碗古碗様之物所持仕居申に付、右品之取扱候番乞食へ指遣し申候」	鴨島村 (滞留日 数は不明)	「疼足旅勞之体」で歩行が調い難く、鴨島村で卒倒した。十分注意して、労わったが、「以前から疲れ」ていたうえ、持病が起こり、24日に病死した。茶碗や古碗のような物を所持していたので、それらを取扱っている番は乞食へ指遣した。	『御大典記念阿波藩民政資料』 1550頁

(典拠) 徳島県立文書館寄託、阿部家文書(名西郡上浦村庄屋阿部家の文書)、徳島県立文書館購入、近藤家文書(板野郡坂東村庄屋近藤家の文書)、御大典奉祝協賛会編『御大典記念阿波藩民政資料』(大正五年刊。表に掲げた事例は1550～1553頁に記載のある行き倒れ人。「川眞田輝逸氏所蔵とある」ため、川眞田家と表記した)。行き倒れ人の事例を抽出して作成したものである。典拠史料の欄には阿部家文書と近藤家文書の事例については徳島県立文書館の整理番号「アヘケ〇〇」「コント〇〇」と記す。